

第百七十七回国  
会

# 参議院厚生労働委員会会議録第十九号

平成二十三年八月二十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

八月三日

辞任

秋野 公造君

補欠選任

石川 博崇君

八月四日

辞任

石川 博崇君

補欠選任

秋野 公造君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

津田弥太郎君

足立 信也君

長浜 博行君

石井 準一君

藤井 基之君

山本 博司君

委員

梅村 聡君

大塚 耕平君

川合 孝典君

小林 正夫君

谷 博之君

辻 泰弘君

西村まさみ君

森 ゆうこ君

赤石 清美君

石井みどり君

衛藤 晟一君

大家 敏志君

高階恵美子君

中村 博彦君

三原じゅん子君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

財務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

財務省主計局次長

文部科学大臣官房審議官

文部科学省高等教育局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省保険局長

外口 崇君

岡田 太造君

高井 康行君

大谷 泰夫君

磯田 文雄君

尾崎 春樹君

伊奈川秀和君

福田 淳一君

松田 茂敬君

小林 正夫君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

小宮山洋子君

細川 律夫君

秋野 公造君  
川田 龍平君  
田村 智子君  
福島みずほ君

関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(津田弥太郎君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長高井康行君外七名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

○国務大臣(細川律夫君) おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

それでは、趣旨を御説明申し上げます。

ただいま議題となりました平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

子育てに係る経済的支援については、昭和四十七年の児童手当制度発足以来、これまで順次拡充が行われてきたところでありますが、平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき子ども手当の支給は、平成二十三年九月分限りとなっております。

このため、現下の子ども及び子育て家庭をめぐ

るための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、子どもを養育している方に対し、平成二十三年十月分から平成二十四年三月分までの子ども手当を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。

中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又はこれらの父母等が指定する者等に支給することとしております。

また、父母等が別居し、生計を同じくしない場合には、子どもと同居している者に支給することとしております。

さらに、子どもが児童福祉施設等に入所している場合には、その設置者等に支給することとしております。

なお、子どもについては、国内居住要件を設けることとしております。

子ども手当の額は、一月につき、三歳未満の子どもについては一万五千元、三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子どもについては一万

円、三歳以上小学校修了前の第三子以降の子どもについては一万五千元、小学校修了後中学校修了前の子どもについては一万円としております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に関する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る費用については、全額所属

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○平成二十三年度における子ども手当の支給等

庁が負担することとしております。

第三に、交付金の交付についてであります。

子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付することとしております。

第四に、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収についてであります。

まず、受給資格者の申出により、子ども手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払に充てることができることとしております。

また、受給資格者が保育料を支払うべき者である場合には、市町村長が子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるとしてあります。

このほか、差押禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めることとしてあります。

なお、平成二十四年度以降の恒久的な子どもための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずることとしてあります。その際、全国的連合組織の代表者その他関係者と十分協議を行い、その措置について理解を得るよう努めることとしてあります。

また、この法制上の措置を講ずるに当たっては、給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に給付を制限する措置について、その基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、併せてその制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずることとしてあります。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年十月一日とし、所要の経過措置等を講ずることとしてあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長 津田弥太郎君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井みどり君 おはようございます。自由民主党の石井みどりでございます。

ただいま議題になっております平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法であります。昨年の通常会で、あのときは子ども手当というよりも、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律であつたと思いますが、質疑をさせていただきました。当時の厚生労働大臣であつた長妻大臣、それから鳩山総理にも御質問をさせていただきました。そのときのことをちよつと思ひ出しながら本日は本法案に關しての質問をさせていただきたいと思つております。

法案名が平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案であります。私から申しますと、平成二十四年度以降の児童手当の移行のための暫定的措置法案ではないかというふうに思つております。

昨年もういろいろとお伺いしたんですが、まず、昨年の六月から支給でありますね。三月の末でぎりぎり成立をいたしまして、そのときに随分、政策目的は何かとか、こんな条件では非常にモラルハザードが起るとか、いろんなことを申し上げた。そのときに長妻大臣は言を左右にして明確にお答えにならなかったんですね。これから先はまた検討をするというふうなことばっかりおっしゃった。そのときに、特にあのときは国内居住要件、私どもは、国内居住要件を付ければ在日の外国人の方の本国のお子さんに支給するというようなことはないんじゃないかと随分申し上げたんですが、結局そのまゝ、はつきり申し上げて、昨年の参議院選の前にはうまくために強行された。その反省に立つて今回のこの法案が出てくるんだらうと思うんですが、それも、あくまでも今申し上げたようにやはりつなぎなんですね。しか

し、もうつなぎという文言を使いたくなかつたんだらうと思ひます。それでこういうわざわざ二十三年度の子ども手当の支給等に関するという表現になっているかと思ひますが、私どもは、本来児童手当、先ほど大臣がおっしゃつた昭和四十七年以来、約四十年間にわたつて児童手当ということの子育て家族、家庭に対して御支援をするということをやつてまいりました。私どもは、やはり一義的に子供は家庭で育てる、親が育てる、あるいは親に準ずる方が育てるという考え方でやつてまいりました。

しかしながら、昨年の子ども手当、このときに随分与党民主党さんがおっしゃつたのは、趣旨、第一条の中に、この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するためにとおつちやつた。私は、健やかな育ちって何だつてあのとき随分思ひました。子供は育てるものです。責任を持つて育てる、そしてその育てている家庭を社会全体が支える、これが私どもの考え方、理念であります。

ところが、今回のこの法案を見ますと、要は昨年の二十二年法であります。それと今回のこの特措法の趣旨規定を比較いたしますと、この子どもの健やかな育ちを支援するためという文言が削除されているんですね。そして、平成二十四年度からの恒久的な子どもための金銭の給付に円滑に移行できるようにとされています。ですから、冒頭私が申し上げた、むしろ平成二十四年度以降は児童手当を改正されるわけですから、児童手当の移行のための暫定的措置法案ではないかとやはり思ひざるを得ないんですね。

これはやはり、この子ども手当というのは、二年前にまさに国民の方に、特別会計、一般会計合わせて二百七兆から一割の無駄が省けると、十六・八兆は出せるんだと、その中にこの巨額な財源を要する子ども手当、中学校三年生まで月二万六千円、一國の防衛予算を超える額をばらまくんだとおっしゃつた。その金看板が、まさに目玉政策が今回変わるわけですね。

私は、三党合意よくよく読んでみると、随分いろんな、また自公がだまされたんではないかというふうな、随分、非常に配慮の行き届いた三党合意になっているんですが、民主党さんは、まあ政府・与党と言つてもいいんですけど、これまでの子ども手当の理念をこれ変更されたんでしょか、それをまずお伺いしたいと思ひます。大臣。

○国務大臣 細川律夫君 今、石井委員からこれまでの経過、いろいろと御指摘がございました。この子ども手当につきましては、もう御指摘のとおり九月いっぱい終わると、こういうことで、そうしますと、じや十月以降どうするのかというところで、もしこれに対する法的な措置ができなければ国民の皆さんに大変御迷惑を掛けるということ、そういうことで民主党、自民党、公明党、この三党でどうしたらいいかということいろいろと検討をしていただいたところでございます。いろいろ考え方も違い、その協議というものはなかなか大変だったというふうに聞いておりますけれども、ぎりぎりの線でご合意をされた、こういうことだというふうに思ひます。

そこで、今回、来年の三月までは今回のこの特別措置法案で措置をしていく、そして来年の四月以降については児童手当法、これを改正をする、こういうことで三党合意が成立をいたしましたので、それを受けまして、今回この特別措置法案を提案をさせていただいたところでございます。

その中で、その理念は変わったかという御指摘でございますけれども、この子ども手当に対する理念につきましては、これは次代を担う子供一人一人に対してその育ちを支援すると、こういうことにつきましては、所得制限ということが加わりますけれども、所得制限をされた所得制限世帯に対しては税制上、財政上の措置もすると、こういうことも三党合意の中にございまして、そういう意味では、全ての子供に支援をすると、こういうこともございますので、そういう子ども手当のときの理念もきちつとそこには残るんではないか

というふうに私は思っております。

○石井みどり君 子ども手当の理念が残ると今大臣が答えたいんですが、しかし、あれほど社会が健やかな子供の育ちを支援するというふうな随分昨努力を込めておっしゃったんですね。まるでポル・ポト政権みたいに、親が育てるんじゃない、国家が育てるみたい、そんな意味合いすらあるような、そんな答弁が続いたんですね。しかし、今回、この法案から健やかな育ちを支援するというのがぼっこり落ちたんですね。

そして、あれほど、私どもの考え方は、もちろん子育てされている家庭というのはいろいろ大変です。そして、若い親であれば経済的にも豊かではありません。そこを支援するというのは、これは児童手当であれ、私どもの考え方であれ、これは一緒だと思うんですね。それは大きく支えるべきだと思いますが、しかし、あのとき私は申し上げた。鳩山さんのような、もうお子ちゃま手当何億ももらえるような、お母様からももらえるような方まで、そんな家庭にまでなぜ配るんですかと申し上げた。私どもは、やはり所得制限を付けるべきだという考え方で、低所得の方々には手厚くして、そして経済的に豊かでないところ、この子育て家庭に対しても私どもは支援するべきだと思つた。しかし、一律にばらまくんだと、親に金があるうとなかろうと、子供を育てている家庭には全て給付するんだということであつたじゃないですか。

しかし、今回、給付制限が入った。そして、文盲から、趣旨から健やかな育ちを支援するというのまでぼっこり落ちた。明らかに変わったんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の三党合意に基づきまして、そしてこの特別措置法、来年の三月までの子供に対する給付については、まずそこで措置法で措置をする、そして四月以降については児童手当法を基にした改正をして措置をする、こういうのが大まかな三党合意の中身でございます。

そこで、委員がおっしゃるように、確かに各党それぞれ子供に対する給付についてはいろいろな考え方、理念などについても違いがあったというふうに思います。だから、そういう違いのある中で今回三党で合意をされて、そしてこの合意に基づいて特別措置法も提案をさせていただいているところでございます。

そこで、先ほども申し上げましたように、来年四月以降、子供に対する給付については、これはこの措置法にも規定をしておりますように、児童手当法を基にして改正をするというふうになっておりますが、しかしその細かい詳細なところまでは詰めているところではございません。これは今後三党でまた話し合いで決めていくという、こういうことになります。

そこで、委員が言われるように、所得制限が入ったと、こういうことでその理念が全く変わったんではないかと、こういう御指摘でございますけれども、この所得制限につきましては、この所得制限になった対象の世帯に対しては税制上、財政上の措置をする、こういうこともまた三党合意の中に決められているわけでありまして、そういう意味では、所得制限をされた世帯に対しても何らかの手当てをしていくということでございます。それから、そういう意味では、全ての子供に対して、全て子供のいる世帯に対しては支給をしていくと、こういうことでございますから、子ども手当のときの理念に反するとか、あるいはそれがなくなるというようなことでは私はないというふうに思っております。

○石井みどり君 子育て世帯、中学生までの子育て世帯の一割、所得制限、九百六十万から上の方々ですね。しかし、主たる生計者が九百六十万なわけですから、もし両親がそれに相当するようないやなり高額所得であればともない高額所得の世帯になるわけですね。そこにも税制上又は財政上の措置について検討を加える。

私、冒頭申し上げた三党合意、自民党、公明党、民主党、これら三党合意の中身は、そのな

んです。結局、全部子育て世帯にはちゃんと配りますよというふうな、だから、またまた、二年前は国民をだまし、今度は自民党、公明党の政調会長、幹事長、よほどお人がいいんでしょうね、まだだまされたんじゃないかという懸念がしてならないんですが、まあしかし、それはそれ、三党合意したわけですから、そして大臣もおっしゃった、やはり現下は子ども手当です、待ち望んでいらっしゃる家庭があるのはこれは事実なんです。

私がかつて治療していた方なんですけれども、ばったり会ったときに、子ども手当、本当に有り難いんですよとおっしゃった。シングルマザーで、介護の職に就いていらっしゃる。介護の職というのは非常に経済的に厳しいんですね。専門職であっても、何った話では年収三百万行かない状況である。そういう中で、本当に子ども手当は有り難いんですよと素直におっしゃった。ああそうだろうな。やはり本当に経済的に豊かでない御家庭の子育てというのは大変だ。

私自身は、児童手当を拡充するということは、これは自民党の中にあつてもそういう思いでありました。むしろ第二子、第三子、傾斜配分をすべきだ。そして、低所得にこそ手厚くすべきだ。そして、所得制限掛けるのであれば、現物給付のところ、あまねく全ての子供たちが受けられるサービス、これを充実させるべきだ。これは、これから先、日本の人口減少社会を考えたときに、働く母親、女性の就業促進にもなるわけですから、そういうことを常に訴えてきたわけでありました。ですから、今回のいろいろなことが変わつた、このこと自体は悪いとは思いませんが、しかし、あわせて、所得制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置、これの税制上の措置ということは、年少扶養控除が復活するんじゃないか。いかがなんでしょう、それは。これからの話ですか。

○国務大臣(細川律夫君) この税制上、財政上の措置をとると、こういうこと、その税制上の措置

とはどういうことかということで、まずこれは扶養控除をどうするか、こういうこと、まずこの点については、三党合意の中では検討をする、こういう規定をされておまして、これについては今後三党の皆さん方で相談をされて決めていくと、こういうことになってくるだろうというふうに思います。

あと、だから、そういう意味では、税制上の措置というのは、協議の中でも出たかと思ひますけれども、税額控除、そういうようなことも検討の一つに入ってくるだろうというふうに私は思っております。

○石井みどり君 そうしますと、やはり理念が変わつたんですね。与党民主党さんは、控除から手当てと、控除というのは高額所得の方々が恩恵を受けると、そうじゃなく、あまねくばらまくんだとおっしゃった。やはりこれはどう考えても政策理念が変わつたと思ひえないんです。政策理念をやり取りしてもどうも水掛け論になり、それで、それでは、ではこの現行の子ども手当、政策目的は何だったんでしょうか、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) この子ども手当につきましては、まず、子ども手当の支給法、これについて、その第一条の趣旨のところ規定しておりますのは、この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、こういうことが子ども手当の趣旨でございます。

○石井みどり君 これ昨年私は担当大臣に伺つたんですが、少子化対策なのか、まあヨーロッパ辺りでは家族政策と言いますが、経済的支援策なのか、あるいは景気対策なのか、いかがお考えですか、大臣は。

○国務大臣(細川律夫君) これは、先ほども申し上げましたように、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援をする、こういうこととで子供一人一人に現金を支給すると、こういう

うことでございます。

ただ、そういう目的でありますけれども、この目的で現金を支給をしてそしてその家庭に現金を支給をするということはこれは経済的な支援になりますので、そういう意味で子供を育てやすい環境をつくるということになるもので、結果的には少子対策ということになるものだという判断で支給をしてきたと、こういうことだと考えます。

○石井みどり君 昨年も御指摘したところでありますが、少子化対策であれば、むしろ第二、第三子を手厚くするという傾斜配分の方がはるかに政策効果は高かったと思います。結局はばらまかれた。ばらまかれたんだから景気対策だったのかというのと、あに図らんや、残念ながら多くの家庭が、この手当をいつまでももらえるかどうか分からない、不安だからといって、結局、貯金、今ですと普通預金とかたんす預金に回ったみたいなんです。景気対策としても結局大した景気の刺激策にはならなかった。もつと経済効果の高い景気対策をあれただけの巨額の財源を使うんなら取るべきであった。そして、経済的支援策であれば、あのときにもつと所得制限を掛けて低所得の方々へ手厚くするということをすべきだった。

結局、政策目的が曖昧なままなんです。今回の改正によって多少それが出た色が出てきた、そのこと自体は悪いことだと思いませんが、しかし、本当に昨年度も所得制限を掛けるべきだったと私も申しました。そのときに、子供の育ちを支えるということは何度もおっしゃった。ですから、親の所得にかかわらず子ども手当を支給するんだと、本当にかたくなに所得制限を拒まれたんであります。

先ほど来、大臣は三党合意をおっしゃっています。三党合意では平成二十四年度から所得制限を復活させますね。そして、先ほど来申し上げているように、これで民主党さんが主張されてこられた理念が覆って、子ども手当ではなくったというふうに出ておられますが、ところが、所得制限を設けてもお子でも手当を続けるんですという

ことを、今日配付させていただいていると思うんですが、残念ながら御党から、民主党さんからこういうものが出た。(資料提示)これはもう既に衆議院の方でも指摘をされて、どうも刷り直されるんではないか、しかしまあ実に、しかも幹事長が、法案の成立前に配ったのはまずかった、法案の成立後だったらよかったんではないか。何とあざとい、本当に。「誤解しないでください」、「子ども手当」存続します。

しかも、更にあざといのは、左肩のところ、「民主党・自民党・公明党の三党は、子ども手当法の期限が到来する九月末以降も「子ども手当」制度を存続することを合意しました」、「使い分けていらっしゃるんですね。一番ばつと人が目にするところは「子ども手当」存続します。」ところが、左肩のところではちゃんと「子どもに対する手当」というふうに、何と、この広報局でしょうか、賢いんですね、本当に。もうびっくりします。

これだけじゃないんですね。プレス民主で、これでも随分、西村智奈美さんですが、これが、与野党協議の結果子ども手当の廃止を回避しました、これが訂正では、与野党協議の結果子どもに対する手当が継続されますと改正されたというんです。対するところが、子ども手当の存続が決定しました、こういうところも、子どもに対する手当の内容が決定しましたとかですね、随分こそこくな、改善というんではないか、それを加えておられるんですね。

結局、要は、国民の方に約束したことができなくなったから、理念が変わってしまったけれども、しかしうそをついた、だました、私たち随分そう言ってきました。やるやる詐欺だと言ったりました。それを結局認めたくないために、変更せざるを得ないわけですから、本来であれば、きちんと真摯に国民の方々に丁寧になぜ変わったのかということの説明されるのが、これが政権与党、政権政党としての責任ではないんでしょうか。

そして、もうこういう表面的なその場のぎのごまかし、取り繕い、これはおやめになった方がいい。それでなくても、この二年間で民主党に対する信頼はどんどん落ちていた。私も前から言え、菅政権続く方がよかったんですね。もうまさに、今や世論調査では一五％、いいところで一六％。これ、被災地の調査、御存じですか、被災地。被災地では六％なんです。被災地からは非常にやっぱり厳しい目でこの政権見られている。ですから、まさに、もうそういういいかげんなことはおやめになって、ちゃんと平成二十四年度から三党合意に基づいて、そして与野党がきちんと協議した上で児童手当改正法がきちんと開始するように、私もはそういうふうに移行されるんだらうとこの本日の法案によって考えておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) まず、民主党の出したビラあるいはまたプレス民主というところの記載の内容についていろいろと御指摘がございました。

このビラの作成過程についてなどは私は承知をいたしておりますけれども、十八日に岡田幹事長が記者会見で次のように述べております。今の子ども手当が、一万三千元がそのまま続く、これから年度以降も続いていくというふうに受け取られかねない表現もありますので、そういう意味で不適切であったと、そういうふうにご意見を述べたことと述べておりますし、私もそのように感じているところでございます。

委員いろいろと御指摘をいただきました。この子供に対する現金給付ということについては、いろいろな考え方、各党によって違いがございます。その違いのある中で今回三党合意というものができた、こういうことで、その合意に基づいて今回特措法案で今御審議をいただいているわけでございます。

私としては、党としては党としてその合意に至った経過など、内容などについてそれはそれできちっと説明をすべきだというふうに思います

し、また、私どもとしては、この特措法案が成立をさせていただきましたならば、その内容などについて正確にいろいろと国民の皆さんにも周知を徹底をしていくことはさせていただきたいというふうに思っております。

○石井みどり君 先ほど来申し上げているように、今回の法案では、児童手当法の考え方と同様に、三歳から小学生の第三子には第一子、第二子より多い額が支給されることになりました。そして、十八歳より上の子供がいる場合は第三子の計算から除外することとされています。これは、例えば子供が三人いて、上のお姉ちゃんかお兄ちゃんか社会人になっている、そして中学生、小学生がいる場合は一番下の末っ子の小学生は第三子とみなされない、いわゆる第三子加算が適用されないということであると受け止めておりますが、ということとは、この規定は、やはり小さい子供がいる家庭こそ負担が重い、ですから手厚い支援が必要であるということである、そしてまた、やはり、何度も申し上げますが、子供を育てるのはまず家庭であるという、そういう考え方を反映したものにほかならないと私も思っております。やはり今回のこの条文一つ取っても手当の理念が家庭への支援に変わったことの表れだと思っておりますが、これらの規定を設けられた理由とその考え方を教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) この三党合意におきまして、三歳以上小学校修了前の第三子の手当につきましては、これは児童手当と同じように第一子、第二子よりも五千円加算をします、こういう仕組みにしたわけでございます。これは三党合意の中でそのようなことにすると、こういうことの協議が調ったということでございます。したがってこの制度そのものは児童手当と同じような形にすると、こういうことにいたしましたわけでございます。

いろいろ、第何子からというふうな判定をするかというふうな点についていろいろとあるかと思いますが、十八歳より上の子供は除

いて第三子ということと判定をすると、こういうことにいたしましたわけでありませうけれども、これも児童手当のときの考え方に沿ったものでございませう。

○石井みどり君　こんなビラやら機関紙が出たので大変心配をしておりましたが、今の大臣の御答弁を伺って、やはり児童手当に沿った、基づいた手当に変わっていくんだということを伺って安心をいたしました。

それでは、本年三月十一日に発生しました東北地方の大震災、これは多くの方に被害を与えただけでなく、国民の方々にやはり自分の生き方とかそれから家族のありようを大きく考え直された機会であったんではないかと思ひます。

当日、帰宅難民という方も随分出て、職場やあるいは公民館や駅で夜を過ごされた方も多かった、そういう報道に接しました。やはり今回の様々な報道を見聞きして、非常に、いかに普通の暮らし、日常の生活がどんなに大切で、やはりささやかなと申しますか、そういう幸せが本当の幸福なんだと私も立ち止まって考えたわけでありませう。家族のきずなということを今回ほど更に思いを深くしたことはございませう。

やはり、先ほど申し上げたヨーロッパの国々は少子化対策というよりは家族政策として打ち出されていることが多いわけですが、私は従来、我が国は家族政策への財政支出が少なく、フランス並みとは言いません、しかしドイツ並み、GDP比二％ぐらいは出すべきだと、我が党の中で、自民党の中でも主張してまいりました。

これから先、今回本場に東北地方を見て、あそこは、東北地方にも都会、都市、そして中山間地方あるわけですが、やはり家族がたくさん、多世代の家族が暮らしていらつしやる、そういう世帯が多かった。これから先、私はやはり、家族のきずなということを考えたときに、今一人世帯が大変増えているわけでありませうが、国の政策として、家族政策として、やはり家族が一緒に住むような、あるいは多世代が同居できるような、そう

いう方向を今後は考えるべきではないかと思ひつていますが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君)　委員も今話されたように、今回の東日本大震災におきまして私自身感じましたことは、委員と同様に、やはりきずなというのを強く感じました。そこは委員が言われたように、家族におきましますきずなというのがいかに大切かと、大事かということももちろんそうでございますし、また、地域、社会のきずなというのも強く感じさせられたのが今回の震災だったというふうに思ひます。

そういう意味で、このきずなというのを大事にしていく、それがまた日本の良き文化であるというふうに思ひますし、そういう意味では、委員が御指摘のように、家庭のやつぱりきずな、これを大事にしていくということでの家族が二世帯、三世帯、そういうような形で一緒に住むというようなことも、これは国全体の施策としての中であらうと考へてやっていたかなければならぬことだと思ひます。そういう意味では、委員の考へ方と方向性においては同じだというふうに考へております。

○石井みどり君　ありがとうございませう。大臣がそういうお考えであることを伺って少し安心いたしました。

先ほど申し上げたように、我が国の家族関係の支出というのは非常にいわゆるヨーロッパの国々に比べても低く、せめて本場にドイツ並みに持つていきたくと思ひつていますが、ただ、それも現金給付でばらまくのではなく、現物給付と現金給付のこのバランスが大事なんだと強く思ひます。

今回、この特措法では、子育て支援サービスの拡充のための新たな交付金を設けることとされておられます。しかしながら、この交付金の予算といたのは五百億円で、今年度の子ども手当予算の二・七兆円の僅か二％弱なんです。しかも、この五百億というのは新たに上積みされるものではありません。ほとんど多くが、従来からの子育て支援策の交付金を組み替えているだけでありませう。

新規の積み増しというのは百四十億なんですね。ですから、こういうふうな中身を詳細に見ていきますと、現金給付をばらまいているだけではないです。よというところをまさにカモフラージュするあるいは薄めるという、そういう何か意味合いで装いも新たに積み増されたのかなと思ひつてしまふんですね。

結局、それも平成二十二年度に当初これは三百六十一億円予算措置された、そして今年度、平成二十三年度、子ども手当法案が撤回された、そしてこのつなぎ法案に規定がなかったから、残念ながらこの三百六十一億円、執行されていないんです。半年たつても執行されていない。ですから、これから先半年遅れすることになる。非常に子育て対策というか、こういう施策を待つておられる市町村あるいは国民の方々ににとっては大変問題があるうかというふうに思ひますが、是非、現物給付と現金給付のバランス、これが大事であります。

現金給付に偏るのではなく、そのバランスを取っていく、様々な子育て支援策を打っていくということが大事だと思ひますけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君)　委員御指摘のとおり、子供に対する給付については、これは現金給付といたこととそれから現物給付、それぞれによって達成をしていかなければいけないというふうな思ひつております。委員が言われるようなバランスが非常に重要だというふうに思ひます。そういう意味で、地方が地方の独自の考へ方、地域の事情によつていろいろと現物給付も異なってくるだろうという意味で、自由になる交付金ということも、これも私はこれが大変大事だろうというふうな思ひつております。

したがって、これを更に充実をしていくという意味では、来年の二十四年度からにつきましてはこれから議論をしていくわけでありませうけれども、その際に地方の代表者の皆さんともよく協議、話し合いをしながらやつていこうと、こういう

ことで、地方の皆さんのいろんな御意見も取り上げて、それが交付金という中に反映をしていくような、そういうことで、これは私も現金給付と現物給付、これについてのバランスということをしつかり取つていかなければというふうな思ひつておりますので、そういうことで、国と地方の協議の場とか、いろんなところで地方の皆さんとも相談をしながらいろいろとやつていきたいと、このように考へております。

○石井みどり君　だんだん時間がなくなつてまいりまして、通告した質問が全て聞けなくなりそうです。

是非、今大臣お答えいただいたベストミックスというところで政策を進めていただきたいとお願いをします。

先般、里親の虐待という事案がありました。今、児童養護施設に入所されているお子さんの三分の一は虐待児童である。虐待児童というのは非常にこれは養育がはつきり言つて難しい、様々な困難を持つていて、心理的にももう様々な問題が出てきます。これからは、やはり大規模な養護施設のようなところでなく、私は家庭的な環境で育てるのが、これが望ましいと思ひます。里親制度を拡充すべきである、特に親族里親のところがいっぱいなんです。里親による虐待という、もうまさに本場に痛ましい事件が起つてしまひました。

今回の特措法によつて、児童養護施設等に入所されているお子さんにも手当が支給されるようになる。これはもう昨年も何度も訴へました。一歩前進というよりは半歩前進かなという気もいたしますが、本来、より優先的に配分すべきはこういうお子さんに対する現物給付ではなかったのかというふうな思ひつております。

例えば、今申し上げた児童養護施設、慰問というか行かれた方は御経験ありだと思ひます。が、行きますと、もう小さなお子さんがびたっと張り付いてもう帰るまでずつとしがみついて、別

れがもう泣きの涙でその施設から立ち去るとい  
う、そういう思いを何度もいたしました。やはり  
大規模で暮らすというのはそれだけ愛情を求め  
ているお子さんにとっては厳しい環境なのかなと思  
います。

そうであれば、そういう児童養護施設を小規模  
化して家庭的な養護の下で育てるということを今  
後やはり推進していく必要があるのではないかと  
これは、厚生労働省の社会的養護に関する検討会  
の取りまとめの中においてもこの方向が打ち出さ  
れていますが、しかしながらコストが掛かりま  
す。こういうところに対してやはり予算を配分す  
れば、ですから、ここそがまさにベストミックス  
なんでしょう。所得の高い世帯へばらまきの  
はやめて、むしろこういう本当に社会的にまさに  
望ましいというか、そういう政策に対して手厚く  
すべきではないかというふうに思います。

今、社会の状況、随分変わってきております。  
震災孤児が入っていた児童養護施設のととは違  
います。ですから、多様な社会の状況に応じた多  
様な家族政策が必要であるというふうに思ってお  
りますが、今後どのようにお進めになるのか、大  
臣の御見解を伺いたいと存じます。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員からも御指摘が  
ありましたように、厚生労働省といたしましても  
いろいろ検討会も設置をいたしまして、社会的養  
護の今後の在り方について検討をさせていただ  
いたところでございます。

そこで、七月に社会的養護課題と将来像につ  
いてということでもとめていただきましたけれど  
も、まず施設の小規模化、施設をできるだけ小規  
模化するということ、あるいは里親委託の  
推進というように家庭的な養護の推進をする  
と、こういうことですね。それから、虐待を受  
けた子供などに対しては、やはり心のケアとい  
うものが一番大事だということにも思いますし、専  
門的なケアを充実をさせていかなければならない  
というふうなこと、あるいはまた、進学とかある  
いは就職などの自立支援を充実をさせていくとい

うような、そういう具体的な施策を取りまとめさ  
せていただいたところでございます。

こうした施策については既に四月から可能なも  
のは既に実現に向けて着手をいたしております  
して、例えば、家庭支援を専門的に行う相談員の  
配置をしなきゃいかぬと義務化にしたり、あるい  
は面積基準の引上げとか、そういう最低基準の当  
面の見直しをまず行ったところでございます。そ  
してまた、現在は、施設長の研修とか第三者評価  
の義務化などに向けた作業も行っているところで  
ございます。

今後とも、委員が御指摘のように、私は、この  
ことは大変大事なことでございますし、厚生労働  
省としてもしっかりと進めていきたいし、財政的な  
そこに裏付けもしっかりとさせていくように最大の  
努力をしてまいりたいと、このように考えており  
ます。

○石井みどり君 もう本当に時間がなくなりました。  
最後に、一つだけちょっとこれを申し上げたい  
ことがあります。

今回の法案で、保育料ということ、これは手当  
から天引きできるんですが、学校の給食費につ  
いては親等が申し出ないと駄目だと、親等の申出が  
必要だということなんです。保育料というのは児  
童福祉法によって徴収の規定がありますが、学校  
給食法にはそういう規定がない、あるいは市町村  
が債権を直接有するかどうかといった、そういう  
点から書き分けになったんだと思いますが、私  
は、やはり悪質な学校給食費の未納、もう外車に  
親が乗っかっていて給食費も払わない、こういう人  
たちに対しては、この悪質な滞納の場合は申出なし  
に天引きできるように学校給食法の改正が必要で  
あったんではないかと思っておりますが、その辺り  
対応されるかどうかをお聞かせいただいて、私の  
質問を終わらせていただきます。

○委員長(津田弥太郎君) 時間になっております  
ので、簡単に答弁願います。

○国務大臣(細川律夫君) この保育料あるいは給  
食費などについての徴収、子ども手当あるいは子  
供に対する手当の方から天引きをすると、こうい  
うことについては地方からは大変要望が強いこと  
でございました。いろいろ検討した結果、保育料  
については公的債権であって強制徴収ができるか  
らそのようなことができると。しかし、この給食  
につきましても公的債権ではないという位置付  
けに学校教育法でなっております、したがって  
本人の同意というのが条件になったわけでござい  
まして、このことについては地方からのいろいろ  
な要請も強うございますから、これはそもそも文  
部省、文科省の所管でございますので、これは文  
部省とも連携をしてやっていかなければと、こう  
いうふうに思いますので、そのことは今後の検討  
課題だということに思っております。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。  
本日は、今年の十月から半年間の子ども手当の  
支給を定める特別措置法案についてお伺いを申し  
上げたと思います。

この法案は、民主、自民、公明の三党が八月四  
日に交わしました合意文書を踏まえたものでござ  
いまして、この三党合意で見直された内容を見ま  
すと、子ども手当の廃止、児童手当の復活とい  
うことでございます。これは、本法案の附則の第二  
条に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本  
とし、法制上の措置を講ずると、こう規定してい  
ることから明らかでございます。

その上で申し上げたいことは、先ほど指摘が  
ございましたピラの内容についてでございます。民  
主党がチルドレンファーストを二〇〇〇年から主  
張したことがきっかけとなって旧政権下でも児童  
手当が一兆円まで増額されましたと言っており  
ますけれども、自公政権における児童手当の拡充  
の法改正にばらまきという理由から四度反対をし  
たのが民主党であります。民主党があたかも児童  
手当の拡充を推進してきたかのような書き連  
ねている。とんでもないことでございまして、こ  
うした事実からすれば大変大きな問題があるの  
ではないか、こう考えます。あえてこの点申し上げ

た上で、法案についてお聞きをしたいと思いま  
す。

まず、大臣にお聞きをします。  
この三党合意、どのように受け止めているの  
か。公党間の合意、大変極めて重いものござい  
ます。この合意がほにされては絶対にならない  
と思います。三党合意を誠実に履行する、この  
点、大臣よろしいんでしょうか、認識をお聞き  
します。

また、今後、これから新たな政権が発足した  
としてもこの合意は引き継がれるべき、こう考  
えなければならず、次の政権でもしっかりと引き  
継がれるように、大臣、どのように努力をしてい  
くのか、見解をお聞かせします。

○国務大臣(細川律夫君) 委員御指摘のように、  
現在の、今の子ども手当の支給については九月ま  
でになっております。その後は子ども手当ではな  
くなり児童手当法が復活すると、こういうよう  
なことになる。そのことによつて多くの方に、  
国民の皆さんに御迷惑も掛かるということ、こ  
れは民主党、自民党、公明党の三党の皆さん方  
が、それぞれ考え方、理念、いろいろ違いますが  
、それでも、ここで何とかしなければならぬとい  
うことで三党で合意をされたということござ  
います。公党間のこれは約束でございますから、  
これは当然誠実にそれを履行をしていくのが  
当然であるというふうに思っております。

また、政権が、今の内閣が交代をするとい  
うことがあつてもそのことは全く同じでありま  
して、当然引き継がれるべき事項であるという  
ふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。  
次に、財務省に伺います。  
この三党合意に基づきまして、当初の財源規模  
から減額した分、これは東日本大震災の復興費  
に回すことができると、こうなっているわけだ  
けれども、この子ども手当の減額で財務省は復  
興予算にどのぐらい確保できるか、この点をお  
聞きしたいと思います。

○山本博司君 ありがとうございます。  
次に、財務省に伺います。  
この三党合意に基づきまして、当初の財源規模  
から減額した分、これは東日本大震災の復興費  
に回すことができると、こうなっているわけだ  
けれども、この子ども手当の減額で財務省は復  
興予算にどのぐらい確保できるか、この点をお  
聞きしたいと思います。

○大臣政務官(尾立源幸君) 山本委員にお答えをいたします。

今回の三党合意に基づく子ども手当の見直しによりまして、精査はなお必要でございますが、二十三年度においては〇・一兆円程度、そして二十四年度以降におきましては〇・四から〇・五兆円程度の財源が捻出できると見込まれております。また、五年間の集中復興期間においては、この子ども手当の見直しによっておおむね約二兆円と推定しておるところでございます。

○山本博司君 この復興予算に関しまして、やはりこの復興、回すことができるという、こういう形でございますから、新政権になったとしてもしっかりとそうした形の責任を果たしていただきたいと思っております。

財務省にもう一点だけお聞きをしたいと思っております。財源ということで、基礎年金の国庫負担割合につきましてお聞きをしたいと思っております。

この基礎年金の国庫負担割合、平成十六年の改正の際に段階的に五〇％に引き上げることが決められております。そして、今年度の負担分二・五兆円につきましては第一次補正予算の財源に転用してございましたが、これを東日本大震災の復興費で補填することがこれは合意をされております。

そうした中で、ここでお聞きをしたいのは来年度の国庫負担分についてでございます。財務省は基礎年金の国庫負担割合にしまして来年度の予算編成で現行の五〇％から三六・五％に事実上引き下げるように厚労省に要請するというような報道が一部ございましたけれども、事実関係はいかがですか。

○大臣政務官(尾立源幸君) 委員御案内のとおり、年金法では税制抜本改革の実現によりまして安定財源を確保した上で基礎年金国庫負担二分の一を恒久化することとされております。また、二十四年度以降税制抜本改革を実施するまでの扱いにつきましては、昨年の末の関係三大臣の合意におきまして、また、今国会中これ提出されてお

ます年金改正法案でございますが、国庫負担二分の一と三六・五％の差額分は、税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫が負担するよう必要な措置を講ずるとされております。

したがしまして、財務省としましては、この法案の内容に沿った対応を行い、年金財政の安定を確保するためにも、社会保障と税の一体改革の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。したがしまして、現時点で厚生労働省に対して、国庫負担、この引下げについて要請しているということとはございません。

○山本博司君 ありがとうございます。

こういうふうな報道が出てくるということは、この税制一体改革という部分でできないとなると、この税制一体改革という部分でできないとなると、そういうことを考えざるを得ないという、この今の民主党政権がこの財源に関して大変見通しが甘いという一つの表れではないかと思うんです。

恒久的な財源を、どうこれを確保していくかというところ、これは当初から分かっていたわけでございますから、そういう点、この子ども手当に関しましては国民が大混乱をしたわけでございます。また、地方も大混乱をしたわけでございます。う点でしっかりとお願いをしたいと思っております。

ちよつと質問を飛ばしまして、地方の負担分というところでお聞きをしたいと思っております。

子ども手当もそうでございますけれども、今回の法案におきましても、児童手当分の地方負担五千五百億円含まれております。平成二十四年度以降につきまして、児童手当法、これを基本とするとなりますと、地方負担があるという、こういう理解でいいのかどうか。また、来年度以降の児童手当の地方負担の割合、これは従来の児童手当の負担割合の水準と変わらないということではないのか、この見解をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 来年度以降の子供のための金銭の給付制度につきましては、今提案をさせていただいておりますこの特措法案の附則におきまして、今般の三党合意に沿いまして、政府は

特別措置法に規定する子ども手当の額等を基に児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずると、こういうことを規定をしたところでございます。

地方負担の在り方、これを含めまして二十四年度以降の制度につきましては、各党の意見も伺いながら、今回の合意に沿って更にこの具体的な内容を検討することといたしておりますが、この特別措置法案の附則の中にも書いておりますように、この具体的な内容を検討するに当たっては、地方六団体の代表者なども十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする、こういうふうな規定もきちっとさせていた

いておりました、そこは地方の理解も得ながら対応をしてみたい、このように考えているところでございます。

○山本博司君 今、どちらにしても地方負担は変わらないということでございますから、民主党が掲げてきたこの全額国庫負担というマニフェストはもう既に破綻をしている、まあ今も破綻をしているわけですが、そういうことが恒久的法に明確になっているということでございます。今後、地方の自治体、しっかりとそうしたことにしまして協議をしながら進めていた

次第でございます。

その上で、三党合意に基づく見直し、来年度には所得制限によるシステム改修とか全対象者の申請ということが、これから地方の自治事務とか事務負担が増大することが予想されます。今年度、十月からもう支給額が変更になりますからシステムの変更が求められます。このような地方の事務負担に関しまして、国が責任を持って負担を行うということでもよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 今回の特別措置法案における支給額、また支給要件の変更、そして申請事務などについて自治体に負担を掛けることになり、申し訳なく考えております。

今委員御指摘のように、システム改修など、こういうことが発生をいたしますので、今般の制度

見直しに伴うシステム改修等の事務費について、国から必要に応じて補助を行うことを検討して自治体における円滑な施行に努めてまいりたい、このように考えております。

○山本博司君 是非これはしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この十月から実際この変更の部分にかかわるわけですから、やはり地方自治体、これは安心ことも基金からの支出等と考えている部分でしようけれども、基金がもうないということもあるわけですから、こういう点を含めて、この十月からの問題に、関連しまして、もしこういった点の対応をしていただけるのか、また第三次補正ということも含めて考えられるのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 今年の四月から九月までは昨年度と支給額等が同じでありました。そのため、システム改修等の事務費が当初想定していたほど必要とならなかった、こういうことでございます。このため、今回の制度見直しに伴うシステム改修等の事務費についてはきちんと国から補助を行うことを検討しておりますけれども、第三次補正で対応するかどうかについては、地方の事務費の執行状況等も考慮しながら検討してまいりたい、このように考えております。

○山本博司君 どちらにしても、地方の方々のそういう負担を含めて混乱のないような形で、この成立後、お願いを申し上げたいと思っております。

この安心ことも基金、今年度末で期限を迎えるわけでございます。そして、今、子ども・子育て新システム中間取りまとめが出されておりますけれども、じゃ、この財源に関しての裏付け、明確ではあります。現金、現物給与を併せたこうした子育て支援の財源を含めた総合的なビジョン、これは早急に示すべきだと思いますけれども、見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘のように、子ども・子育て支援につきましては、子供と子育て家庭を社会全体で支援していくと、こうい

う基本的な考えの下に、現金給付、そしてまた保育サービスの拡充、ワーク・ライフ・バランスなどの実現、そういうことでバランスの取れた総合的な政策を講じることが重要だと、こういうふうと考えております。

こういう考え方に基きまして、数値目標を盛り込みました子ども・子育てビジョン、これを昨年一月に閣議決定をし、このビジョンの実現に向けて関係各省と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、現在、全ての子供の健やかな育ちを保障する子ども・子育て新システムの議論を進めているところでございます。この新システムは、本年六月の社会保障・税一体改革成案の中でも優先課題というふうに位置付けられておりまして、保育等の量的な拡充や幼保一体化などの機能強化を図る、また加えて、新システムに係る工程表におきまして、税制の抜本改革とともに早急に法案を提出をされていると、そういうふうになされたところでございまして、引き続き新システムの制度化に向けて各府省と連携を取りまして財源の確保も含めて精力的に検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 しつかりと対応をお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立てるよう、質疑に入ります。

本日の法案につきましては、来年度からは児童手当を改正して恒久的な現金給付に円滑に移行できるようにどうか頑張ってくださいと思います。

来年度からは、三党合意に基づきまして、所得制限も付きまして、そして、先ほど石井委員からもありましたけれども、所得制限世帯も含めた扶養控除の在り方について平成二十四年度税制改正までに総合的に検討するということですのでけれども、そういうことであれば、今振り返りますと、

所得税、住民税の扶養控除の廃止はやはり当時やり過ぎであったとお考えになりますか。厚労大臣の見解を求めたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほどから申し上げておりますけれども、今回の合意というのは、これは九月までで現在の子どもの手当が終わるというようなことで、これを何とかしなければならぬというところで三党でいろいろと協議をいただいたところでございまして。そしてまた、いろいろな各党考え方あるいは理念の違いがあるけれども、そこはいろいろと協議の過程の中で実現可能なぎりぎりの着地点を見出したものであるというふうに考えております。

御指摘の所得制限世帯につきましては、三党合意におきまして、所得税及び住民税の扶養控除の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討して平成二十四年度からの所要の措置を講ずると、こういうことになっておりまして、これは今後、各党の意見も伺いながら検討をしていくと、こういうことになると思います。

○秋野公造君 全ての子供の育ちを社会全体で支えるというも、難病や障害などで苦しんでいる方々も多くいらっしゃると思いますので、そういった方々も社会全体で支えていくという観点から質問をしたいと思います。

筋ジストロフィーの患者さんで人工呼吸器をお使いの方、仙台にお住まいの方であります。その方とツイッターで知り合いました。仙台までお話を伺いに行つてまいりました。もう手足は動きませんが、寝返りも打つことができません。胸の上でマウスを使うような形で、コンピュータを介して意思表示を行うというような状況であります。震災の後、四日間停電が続きましたので、御存じのとおり、人工呼吸器、六時間程度しかバッテリーがもたないということを考えますと、その六時間の間に命を救う手だてが行われないならば、電気がないという理由だけで命にかかわる事態が起きてしまうということになります。様々な手だては取られているのかとも思いますが、ガ

ソリンがなくて移動ができなかったり、あるいは渋滞で本当に六時間以内に間に合うのかといったような問題もあるかと思えます。

こういった方々は、農作業で使うような発電機を用いますと人工呼吸器が安定して動かなかったり、また一方で、車のシガートケットを使って電源を取りますと、それだと動くといったような話が患者さんたちの間でなされているようでありまして、正確な情報というのは伝わっていないような現状であるということでもあります。

こういった人工呼吸器をお使いで寝たきりの在宅の患者さんに対する対応、今後どのようにいたしますでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 停電によりまして、在宅で人工呼吸器を利用されておられる患者さんの方々、この人命に重大な危険を及ぼすというところは是非避けなければならない、これは御指摘のとおりであります。

このため、第一義的には、今医療機関それから医療機器メーカーにおきまして、予備バッテリーの配布など各々の患者さんの状態を踏まえて停電に備えていただくということが重要でありまして、厚生労働省におきましても、まず医療機関に対して在宅医療患者との緊急連絡体制を再確認する、また医療機器メーカーに対しては、人工呼吸器等の在宅医療機器を使用している患者に外部バッテリーの配布を行う、こういったことの対応を取るといった停電対応を指導しているところでもあります。

しかしながら、今おっしゃったようなものと大きな意味での今後の対応ということになります。が、今後、人工呼吸器患者を含む在宅医療患者の災害時の対応の在り方については、今関係する検討会等で議論しているところでありまして、けれども、今後、都道府県の医療計画の策定に向けた指針に盛り込んでいく、こういった対応を都道府県に周知していきたいというふうに考えております。

医療機関等が震災時にどのような対応を行ったか、あるいは今お話しになったような患者さんサイドで持っている情報、こういったものを収集して、適切な対応を行った事例等について示すとか、こういう工夫をしてみたいと考えております。

○秋野公造君 患者さんたちは医療が必要なのはなく、この場合、電気が必要ということですから、一義的な責任がちよっとどこにあるかはもう少し御検討をさせていただく必要があるかと思いますが、国や都道府県の医療計画には位置付けていただくということでもよろしいですね。どうかよろしくお願いいたします。

この方は詩人でありまして、胸の上でマウスを使って五行詩というのを詠まれて、多くの方々に感動を与えていらっしゃいます。寝たきりですから、ベッドを使ってそのまま映画館に月に一、二度行くようなこともあるようであります。

自立支援の観点から、障害者の社会参加というのは大きく進みました。公共交通機関を使っている方々は介助などによって様々な外出の機会も増えたと思いますが、このような公共交通機関を使うことができない方々に対する対応というのは本当に必要なものだと思います。介護タクシーや福祉タクシーみたいなものももっと充実していきなさいいけない。クレンミタみたいなもので引き上げたりするようでありまして、直接的にどうしたら彼らが外に出られるかなということを考えると、そういったタクシーチケットみたいな補助が一番いいのかもしれない。

例えばの話、自治体がそういった介護タクシーや福祉タクシーを使つてそういった寝たきりの在宅の方々を送送するようなサービスを事業として起こした場合、直営であろうが、民間に委託する場合、これは地域生活支援事業の補助対象となります。

○政府参考人(岡田太造君) 地域生活支援事業は、障害のある方の移動支援やコミュニケーション支援など、各自自治体が地域の実情に応じまして

創意工夫を生かしてやっていただく事業、そういう事業でございまして、障害のある方々の日常生活や社会参加の促進を図る上で大変重要だということに考えております。

お尋ねの筋ジストロフィーの方など、重度の障害者の方の外出のために車両を用いて移送する事業につきましては、各自治体の判断によりまして、障害者の外出のために支援を行う移動支援事業といたしまして、地域生活支援事業費補助金の対象として扱わせていただいているところでございます。

この地域生活支援事業につきましては、国が自治体に対して事業費の二分の一以内で補助を行うということでございますので、引き続き必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○秋野公造君 この対象となるなら国が二分の一、県が四分の一ということになりましようが、実際はこの予算、非常に少なく、自治体に対する手当てが十分にない。コミュニケーション事業、移動支援事業、自治体はやりたいて思っている、国の支援が十分ではなくて、それに対して十分な補助が行えないというのが現状であります。

障害者の社会参画は厚労省も自立支援の観点から推進してきたはずであります。ならば、大幅な予算増額を行うべきであると思いますが、来年度概算要求において頑張っていた、厚労大臣の決意を求めます。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘のように、障害のある方々の日常生活また社会参加の促進ということを図る上で、地域生活支援事業というのは私も大変重要なものだということに認識をいたしております。

厚生労働省といたしましては、大変財政事情厳しい中ではありますけれども、今委員がお話になりましたようないろいろなことも考え、可能な限りこの地域生活支援事業の補助金の必要な予算の確保というには努めてまいりたい、このよ

うに考えております。

○秋野公造君 大臣、ありがとうございます。

最後に、魚鱗癬について伺います。  
北九州市内で、魚鱗癬という魚のうろこのような皮膚になる病気の子供にお会いしてきました。目が非常に澄んだ、目のきれいな男の子であります。魚鱗癬の中でも、水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症ということで、一番重いもので、皮膚はぼろぼろと落ちていきまして、すき間だらけです。から皮膚のバリアがありませんので、中にはばい菌がもう増え放題で、なおかつ体温を守るとい

う皮膚の持っている機能も果たすことができない患者さんであります。ですから、すごくかわいそうですが、臭い、悪臭を放っている本当に気の毒な方でありまして、小慢の対象となっておりまして、成人になりますと医療費の手当ではなくなります。

今日はこの話はしませんが、この病気、表皮水疱症という病気と似ておりまして、治療法もケアの方法も一緒であります。この表皮水疱症と診断された子供が、正しい診断が付いて、水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症と診断が付いた時点で在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料の適用外となってしまうこの管理を受けることができないというのは法の、制度の不備ではないでしょうか。非常に似たような疾患で、同じようなケアが必要となっておりまして、改善の措置を求めたいと思っております。

○政府参考人(外口素君) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料は、頻回の皮膚処置が必要な患者さんについて在宅における適切な医療材料の使用等の指導管理を行うことを評価する、そういう点数でございます。平成二十二年度診療報酬改定において新設されたものであります。  
この管理料の対象疾患は現時点では表皮水疱症とされておりまして、御指摘の疾患は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料の対象に加えるかどうかについては、診療の経過等の医療の実態等を踏ま

え、中医協の議論を基に検討してまいりたいと考えております。

○秋野公造君 どうかそういった方々のお声も聞いていただきたいと思っております。  
今日は若年性脳損傷についても質問する予定でしたが、ちょっと時間が足りませんので、また次回にさせていただきますと思っております。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。  
私は、三・一一以降、私たちに何より問われているのは、個々の政策論のベースになるもの、この国をどう立て直していくかのビジョンだと思います。その中でも、特に子供に関する分野は、人が財産である日本においてどういう人間を社会に送り出していくのか、その非常に大切なところであります。

そこで大臣にお聞きしたいのですが、社会保障、労働も含めた大きな枠組みの中で、これからの日本という国にとって子育て政策はどのような位置付けにあるとお考えでしょうか。私は、子育ては国づくりの大事な基盤として社会化していくべきと考えます。これまでのように夫婦と子供二人の典型的四大家族をモデルにした、ベースとした政策は、一人世帯が最大世帯となっている現在の状況ではもう適用できません。社会の状況が変わっているのに昔のやり方を続けることで、賃金も下がり、少子化の重圧を受ける若い世代が結婚や子育てをしにくい社会になってしまっているのです。

大臣、大臣のころとは全く変わってしまった今の日本の若者の状況を見た上で、今の日本の社会にとつて子育て政策はどのような位置付けとお考えでしょうか。  
○国務大臣(細川律夫君) 子ども・子育て、これは国にとつても大変重要な問題だということに認識をいたしております。  
子ども・子育て支援につきましては、子供と子育て家庭、これを社会全体で支援すると、こうい

う基本的な考え方でやっていきたい。そして、そういう考え方の下で、まずは手当等の現金の給付、また待機児童の解消などの保育サービスの拡充、あるいはまたワーク・ライフ・バランスの実現など、バランスの取れた総合的な政策を講じることが重要だということに考えております。

こうした考え方に基きまして、子ども・子育て支援の総合的な対策を推進するために、数値目標を盛り込んだ子ども・子育てビジョンを昨年の一月に閣議決定をしたところでございます。このビジョンの実現に向けて、私ども、関係府省とも連携を取りながらしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○川田龍平君 この一極集中の中、都市部や農村部など地域によって家族形態や働き方がそれぞれ異なる日本社会においては、地域ニーズに応じた形で子供のための予算を使えるようにするべきで、国が一律に上から決めていくのは、結果としては日本は子育てをしにくくなるのではないのでしょうか。

ですから、今回の法案の中身についてはもっと私は慎重に審議すべきだと思いますが、重大な積み残しの部分があるということを一言申し述べ、今国会も最後の質疑でありますので、次の質問に移らせていただきます。  
先日質問させていただいた茶のしずく石鹸の問題について、非常に重大な問題なので再度質問させていただきます。  
七月二十八日の当委員会においてや質問主意書でも質問させていただきましたように、医薬部外品であるからといってその報告義務を簡易にしてしまおうというのは、安全性を保障し、国民の命を守るという厚労省の本来の役割から全く逆行しています。少なくとも重篤な副作用についてはきちんと報告をさせるように指導を徹底していただきたい。  
私が提出した質問主意書への答弁によれば、今回、小麦加水分解物に係る副作用についての学会文献が最初に海外で掲載されたのは平成十八年四

月とあります。その後、日本で平成二十二年の十一月十五日発行の日本臨床皮膚科医会雑誌の茶のしずく石鹸の被害事例が掲載されています。しかしながら、当該業者が監督官庁に報告したのは平成二十三年、今年の三月三十一日が最初ということになっています。少なくとも五か月の間放置されていたことになりませんが、その間にどれだけのの方にアレルギー反応が出たのかは分かりません。

これ何度も申し上げているように、たとえ医薬部外品であってもこのような重篤な副作用が起きるかもしれないのですから、重篤な副作用が生じた場合の報告はもっと迅速にされるべきです。このまま何もしないで、金太郎あめのように、医薬部外品は人体への作用が緩和であるからとか、全ての事例を報告させるのは膨大で気の毒であるとか、医薬部外品販売業者は医療機関と密接な関係が構築されていないといったような言い訳ばかりで手をこまねいていては、国の不作為により生まれてくてもよい副作用被害者を生んでしまします。

重篤な副作用が確認されたならばそれは速やかに報告されてしかるべきと申し上げているのですが、今回のようにただ五か月も放置されているようなケースを二度と起こさないためにも具体的な措置を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 確かに医薬部外品等につきましては、その製造販売業者に対して、有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告などを知ったときは三十日以内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならぬと、こうなっているところでございます。

今回、先生が累次にわたりまして御指摘いただいております案件は、昨年の十一月に学会誌に論文が発表されたということは今御紹介いただきましたが、しかし企業から厚生労働省への報告は本年三月に初めて行われたということで、企業がいつ情報を入力し、あるいはどのように対応したか

については、現在、関係の自治体を通じて調査を行っているところでございます。

しかし、今先生御指摘のように、こういう問題を繰り返して起さないためにも、さらに関係者には善管注意義務をしっかりと果たしていただくために、製造販売業者が重篤な健康被害の情報を医師、薬剤師等の医療関係者から入手した場合においては、その事実を示す報告書類を研究報告として取りまとめ、薬事法の規定に基づき期限内に報告するよう、関係業者へ改めて徹底することとしたしまして、昨日付けで通知を出させていたいただきました。

また、何がしかの症状を発症された国民の皆さんは医療機関を受診するものと思いますので、従来より医薬品・医療機器等安全性情報報告制度というものを運用しておりますが、このような事例に遭遇した場合には厚生労働省に速やかに御報告いただけるよう、これも改めて医師、薬剤師等の関係者の皆さんに対して迅速に報告を求める通知を昨日付けで発出させていただいたところでございます。

○川田龍平君 この昨日発出の通知は確認をいたしました。医療関係者から情報を入手した場合には、社内で報告書をまとめ迅速に報告をするように指導を徹底するということが、これでは不十分です。これは命の問題です。そもそも社内の報告書をどれくらいの期間でまとめればいいのか、報告書を知ったときから三十日以内に厚生労働大臣に報告しなければならぬとありますが、これは医療関係者から情報を入手した時点と起算とするのでしょうか、それとも社内で稟議を重ねて資料をまとめた時点と起算とするのでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 御質問の趣旨は、先ほど私も申し上げました、そのおそれがあることを認識したというのはいづれを起算とするのかという御下問だと思います。まさしく有害な作用が発生するおそれがあることを認識した日ということが一つの考え方になっ

ておりますので、今先生が御表現いただいたような具体的な取りまとめ期間等までは想定しているものではないと思いますが、いづれにいたしましても、認識を得た場合には直ちに報告書類として記録し、起算日から三十日以内に報告するよう指導を徹底させていただきたいと思っております。

○川田龍平君 特に社内でだらだらと稟議をしている間に時間ばかりたってしまうということでは本当に困りますので、明確に通知などで、単に研究報告などという言い訳がしやすい文言ではなく、少なくとも重篤な副作用が生じた場合には迅速に報告することを義務付けるように検討をいたしたいんですが、細川厚生労働大臣に見解を一言お願いします。

○国務大臣(細川律夫君) 今、大塚副大臣の方からいろんな、今回の通知の発出などについての御説明がありました。

川田委員が御指摘するように、こういう重篤な被害が出ていような問題について早急に対応をしなければいけない、これは当然だというふうにも私も思っております、今回通知を出しましたので、これをちよつと見まして、そのような必要があれば私も検討はしていきたいというふうに思います。

○川田龍平君 この文言を明確に書き換えていたかどうかということで是非対応をいただきたいんですが、大臣、そういうことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) はい、検討させていただきます。

○川田龍平君 昨日は薬害根絶デーということで、大臣にも薬害根絶の碑の前でメッセージを、挨拶をいただきましたけれども、やはり本当にこの薬害の問題というのは厚生労働省がしっかりとこの問題に関心を持っていたら、医薬部外品といえども薬の安全性も含めて安全、安心に使える社会というものを是非国としてしっかりと行っていた方がいいと思っております。

そこで次に、質問移りますが、私立大学病院や日赤病院など、最近、薬剤部長が薬の専門家たる

薬剤師ではなく医師が兼ねるという場合が増えていて聞いています。薬学部を六年制として薬学を志す多くの若い人に長期の修業年限を課して多額の授業料を担わせているにもかかわらず、医療の象徴とも言えるような大病院で薬剤管理をつかさどる部署の長を薬の専門家として国が認定する薬剤師でない者を充てることを看過するのは適当ではないと考えています。

そこで、まず文科省に質問ですが、そもそも政府が平成十八年に薬学部を六年制とした理由をお聞かせください。

○政府参考人(磯田文雄君) 医療技術の高度化や医薬分業の進展に伴いまして、医薬品の安全使用、適切な薬物治療の提供、患者への適切な服薬指導の実施など、医療の現場において医療の担い手としての薬剤師の役割が一層重要となつてきております。

このような背景を受けまして、薬剤師の養成において高い倫理観、医療人としての知識と教養、医療現場で通用する実践力、これらの育成のため一層の教育の拡充が求められたところでございます。このため、医療薬学系の科目及び病院や薬局における実務実習の拡充等を始めたところと大幅な教育内容の拡充を行うということでございます。

また、諸外国におきましても、薬剤師養成のための薬学教育につきましては四年ではなくさらに五年あるいは六年の例が多いということから、六年間の教育とさせていただきます。

○川田龍平君 この辺りの経緯は、ちよつと今席を外していますが、藤井先生が当時尽力されたということでは存じておりますが、薬学部を六年制としたことにより更に質の高い薬剤師が輩出されるだろうという思いが込められた法制化だったと理解しています。

そこで、端的に質問させていただきますが、六年制薬学部出身の薬剤師は病院の薬剤部長などにより責任ある立場で十分活躍が期待されるのではないのでしょうか。文科省の見解をお示しくください。

○政府参考人(磯田文雄君) 国立大学及び公立大

学におきましては、薬剤部長は全員は我々の調査では薬剤師の資格を保有されておられますが、私立の調査した一部、五病院でございますけれども、御指摘のとおり、医師の方が薬剤部長をされているということでございます。

私どもとしては、質の高い六年間の薬学教育を受けた薬剤師の方が更に研さんを積まれまして、これまで以上に責任のある立場で活躍されることを期待しております。

○川田龍平君 文科省もこれだけの思いを持って薬剤師養成教育をしているにもかかわらず、就職先たる医療現場ではこの活躍の場がまだされていないということで、例えば、高い志を持って薬剤師を目指したものの、自分の未来を十分に開かれていないと知った若者の気持ちがどんなものか。

薬の専門家たる薬剤師の活用のもと、民間病院の薬剤部長や薬剤科長の在り方について、薬剤師であることが望ましいなどの指導はできないものなのかどうか、大塚副大臣にお聞きします。

○副大臣(大塚耕平君) まず、現在の枠組みでございますが、医療法において、病院の管理者に対して、医薬品の安全管理責任者を配置することや医薬品の取扱についての手順書を作成することなどを義務付けております。その上で、薬剤部長や薬剤科長にどのような職種の方を配置すべきかということについては、これは各病院の実情に合わせて適切に判断されるべきことと考えております。

医師の皆さんは実際に薬の処方の内容を判断されるわけでありまして、医師の方々も十分にそういった知識及び管理能力は御備えになっているわけでございますが、今先生が御指摘のように、薬学部が六年制になり、初の卒業生が来年の三月に出るわけでございますので、そういう社会の変化も踏まえて、各病院で適切に判断されるものと思っております。

○川田龍平君 少なくとも三百床とか四百床とかいうような地域の基幹病院においては、扱う医薬品の量も大変多いでしょうし、診療の片手間に医

薬品の安全管理を行うということは不可能ではないかと思えます。現実を实地に管理するという意味でも薬剤部や薬剤科で勤務する薬剤師が適当と考えますが、少なくとも大規模病院については医薬品を实地に管理する者を薬剤科や薬剤部の責任者に据えるように指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 基本的な枠組みは先ほど申し上げたとおりでございます。しかし、先生の今の御質問の前提となっておりますような三百床から四百床というような大規模病院においては、恐らく複数の薬剤師さんを採用していることでありまして、そういう中で、どういう方を適材適所として配置するかということについては、病院の経営陣、あるいは院長ほか幹部の皆さんの御判断によるものと思えますが、高度な、しかも先ほどの御説明によると、高い倫理観と実践力を備えた薬剤師さんがこれから増えるわけでございますので、適切に現場で判断していただけるよう厚生労働省としてもしっかりと注視をしてまいりたいというふうに思っています。

○川田龍平君 ありがとうございます。  
中央社会保険医療協議会の医療提供側委員として薬剤師が選任されることになっていますが、この薬剤師委員の選任要件を、長妻厚生労働大臣の時代に、病院において十年の経験の有する薬剤師としたと聞いています。これは事実と考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(外口崇君) 社会保険医療協議会法におきましては、厚生労働大臣は、診療側の委員の任命に当たり、地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見にそれぞれ配慮するものとするとされております。この規定を踏まえて、中医師の委員として適切な方を委員として任命させていただいているところであります。

なお、平成二十一年十月の委員交代の際に選任された薬剤師の委員は、病院での十分な調剤の経験を有している方であります。

○川田龍平君 若者の将来、未来が懸かっているもので、是非所管大臣としてしっかりと頑張ってくださいと思います。

次の質問に今度時間がないので移らせていただきますが、最後に、この平成二十三年八月二十三日付けの日本経済新聞に掲載された被災地の診療報酬加算という記事について事実確認させていただきます。

政府はこれまで医療保険制度の公平性という観点からこういう措置はとってこなかったと考えますが、そもそも被災地の病院支援や医療職の確保に充当させる資金であれば、公平負担の原則である医療保険財源からではなく、復興支援など別の財布から捻出するのが当然と考えるんですが、政府の見解をお示しください。

○政府参考人(外口崇君) 八月一日から三日にかけて中医師の会長及び委員が被災地三県を訪問し、それを踏まえ、昨日開催された中医師会において、被災地における診療報酬について議論をしたところであります。

昨日の中医師会においては、算定要件の緩和については、可能なものについて速やかに実施するとされたところであります。一方、被災地における特例加算については、補助金や補償との役割分担を踏まえて、財源を含めて改定時までに検討をすることとされたところであります。被災地の医療提供体制の状況も踏まえつつ、中医師会において議論をされるものと承知しております。

なお、被災地における医療機能の復興支援については、三次補正予算の編成に向け、地域の実情に即した弾力的な対応を支援していく方向などで検討してまいりたいと考えております。

○川田龍平君 この件に関して、今朝の朝日新聞によると、その席で大塚副大臣は、非常時と考えれば、特例加算をした上で患者自己負担分を公費で負担する仕組みもあり得ると明言されております。公費負担といっても、結局地方に負担を押し付けるような形であっては地方が困惑するだけだと思います。公費負担すればいいという問題ではないと思

います。公費で負担するといっても、医療費が皆さん大部分のほとんどは被保険者たる国民が保険料という形で負担をする。

保険の基本は公平負担です。医療の本質とは異なる部分で負担を増加させるのは、社会保険制度としていかなるものかと考えます。正論で言えば、被災地支援は別の財源ですべきと考えますが、もう一度大塚副大臣の真意を御教示ください。

○委員長(津田弥太郎君) 時間ですので、簡単に答弁をお願いします。

○副大臣(大塚耕平君) 昨日、私も中医師会、出席をさせていただきました。

特例加算を仮に行なった場合には、患者さんの自己負担が増えるので特例加算はなかなか難しいという議論が行われておりましたので、私からは、選択肢を狭めることなく幅広く御議論をいただきたいという意味において、仮に特例加算をした場合に、患者さんの自己負担が増えることが理由でこの議論を遮断するというのではなく、その場合には患者さんの自己負担分は公費で賄うという枠組みも考えられるので、幅広い選択肢の中で被災地のことを十分お考えいただいて論を尽くしていただきたい、そういう趣旨で申し上げました。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

子育て支援として現に支給されている子ども手当が、この法案によって年度途中で多くの世帯で子供一人当たり月三千円減額されることになりました。子供にかかわる政策が公ではない場所です、民主、自民、公明の三党の合意で変更されるというのは私は納得がいきません。しかも、扶養控除は既に廃止をされており、来年からは住民税の扶養控除も廃止となります。これで手当が減額されれば、逆に負担増となる子育て世帯が多数生じてまいります。この問題は、衆議院の厚生労働委員会でも厳しく指摘をされていまして、加えて、私がこの委員会で問題にしたいのは低所得世帯への影響です。

七月に発表された国民生活基礎調査では、初めて子供の貧困率の推移が明らかにされました。一九八五年の一〇・九％から、二〇〇九年には一五・七％へと大幅に上昇しています。しかも、いわゆる貧困ライン、実質値で一九九七年の百三十万円から百二十万円にまで大きく落ち込んでいます。六人に一人の子供がこの貧困ライン以下の生活を強いられているということです。にもかかわらず、この法案で三歳から中学生の子供への手当が減額をされる。これでは子供の貧困の更なる悪化につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘のように、先月公表をされました国民生活基礎調査では、子供の貧困率が一五・七％、また子供がいる現役世帯の相対的貧困率は一四・六％、大変高い水準になっております。

その背景にあるのは、やはり所得の低い非正規労働者として働いている親が増えているということが考えられまして、子供を取り巻く環境は大変厳しいものというふうに認識をいたしております。しかし、親の経済力やあるいは幼少期の育成環境によって、人生のスタートライン、その段階から大きな格差が生じて、世代を超えて格差が固定化するということがあってはならないというふうに考えております。

今般の措置法案に盛り込まれております子ども手当につきましては、まさにそうした人生のスタートラインの段階から金銭面で確実な支援をしていくと、こういう仕組みであるというふうに考えておりますが、支給額につきましては、震災復旧復興のための財源の捻出とかいうようなこともありまして、ぎりぎりの判断だったというふうに考えております。

政府といたしましては、子供の手当の支給等の現金給付と併せて保育サービスの拡充とかあるいはワーク・ライフ・バランス、その実現とか、そういうことで子供支援に係る総合的な施策を推進をしてまいりたいと、このように考えております。

○田村智子君 現にこの法案で収入が減ってしまうわけですよ、低所得者の方も。これまで、一人親世帯に支給される児童扶養手当、これは政策的に減らされてきました。今年度は物価スライドでの減額も行われていました。生活保護の世帯、こういう児童扶養手当を受け取っているような一人親の世帯、いずれも子ども手当の減額が直接収入減に結び付いて、これは少なくない影響を与えることになると思うんです。

実は、私たちの日本共産党の機関紙であるしんぶん赤旗では、この間、一年以上を掛けて保育所とか児童養護施設とか学校などを取材して、子供の貧困の実態、これ連載をしてきました。事態は本当に想像以上の深刻さなんです。例えば、保育園でお弁当やバス代が用意できないからと保育園の行事に参加できない子供がいる。学校給食がない夏休みには通りがかりの大人に食べ物をちょうだいと男の子が声を掛ける。中学校で、ガスも電気も止められてお風呂にも入れない女の子の髪を先生が学校の更衣室のシャワーで洗ってあげる。こういう事例が幾つも幾つも全国で見られているんです。

貧困率一五・七％、この数字の中に一体どのような子供の生活実態があるのかと、これ真剣に考えなければならぬと思うんです。子ども手当の減額がこうした子供の貧困の解決から逆行してしまっている、こういう認識をお持ちではないのかどうか、もう一度お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 子ども手当につきましては、九月で今支給している子ども手当が終わるというところで、次、十月からどうするかということについて、ここで民主党、自民党、公明党、この三党でぎりぎりの判断をしたと、こういうことでございます。

今回、いろいろ協議の上の中で、東日本大震災、この復旧復興という大変国家的な大きな課題、これにも支出をしていかなければならないというようなことからこういうぎりぎりの判断にさ

せていただいたというふうに承知をいたしております。もちろん、委員が言われるように子供に対する支援というのはしっかりとやっていかなければというところで、先ほど申し上げましたように、総合的な施策をしっかりと推進をしてまいりたいと、このように考えております。

○田村智子君 これは低所得者の世帯にも収入が減ってしまうと、これお認めになりますよね。これをやったら多くの世帯でそういうことが起こるとお認めにならないですか。これ、小宮山副大臣、いかがですか。

○副大臣(小宮山洋子君) 今回、年少扶養控除の廃止ということが先行しているために、一部の御家庭には御迷惑をお掛けすることになるのは大変申し訳ないというふうに思っています。そのところの赤になる部分をなるべく減らすようにということも考えながら、三党でぎりぎりの交渉をしていたという結果が今回だと思っています。

そこについては、また今後しっかりと財源も確保しながら少しでも上積みができるようにというふうに考えますが、大臣からもお答えをしたように、現金給付だけではなくて、保育サービスを含めた全体としてしっかりと全てのお子さんを支援していけるように最大限努めてまいりたいと思っております。

○田村智子君 扶養控除の廃止によって減額になるという世帯も確かにあるんですけど、私、今問題にしているのは、そういう税金の非課税世帯です。本当にもう一人三千円、月、減らされるだけでも影響を受けている家庭が現にあるという、これがどこまで認識されているのか、本当に腹立たしい限りなんです。

それでは、子ども手当どうしていくのかというのは、これ、もう一年、二年掛けて政府の中では検討されてきたと思います。また、三党の合意でこういうのが出てきた。その検討の過程で子供の貧困についてまともに検討がされたのかどうか、お聞きをいたします。

○大臣政務官(小林正夫君) 委員御指摘のとお

り、平成二十一年の子供の相対的貧困率は一五・七％、これはOECD三十か国中の十九位と、大変厳しいということは同じ認識を持っております。

昨年一月末に閣議決定された子ども・子育てビジョンにおいて、子供の貧困を防ぐことを基本的な考えとして掲げるとともに、具体的な施策として、子供の貧困率について継続的に調査を行いその状況を把握するなど必要な対応を進めていく、このようにしておりますので、今後とも子供の貧困の実態を把握して必要な対策を行っていきたい、このように考えております。

○田村智子君 聞いているのはそういうことじゃないんです。もちろん貧困率下げる目標を持つていかなきゃいけないんですけど、現に手当を減らすわけですよ。その減らすという政策決定を行う過程で子供の貧困という問題について検討したのかどうか、これをお聞きしているんです。

○副大臣(小宮山洋子君) これは三党の政策責任者で御検討をされたので、その詳細な内容については私は承知をしておりますが、貧困について具体的に検討されたというふうには聞いておりません。

厚生労働省といたしましては、しっかりと、先ほど申し上げたように、全体的な、総合的な政策の中でそうした子供たちのことも手当てをしたいきたいというふうに考えております。

○田村智子君 これは三党にももちろん大きな責任があります。でも、同時に、政府はやっぱりこの子ども手当については単年度の措置でやってきたわけですよ。ということは、どうしていくのかという検討がやられていなければおかしいんです。この子供の貧困で調査もやっている、下げていかなきゃいけないと、こういう立場であるならば、やっぱり真面目に子供の貧困とこの手当の在り方ということを検討しなければならぬと思います。

先ほど、子供の貧困の問題について全体として下げていく方向だということをやっていきたいと

いう御答弁でしたけれども、では、この貧困率を具体的にいつまでにこのぐらい下げていこうと、こういうような目標というのを政府は検討しているのかどうか、これも確認をしたいと思います。

○大臣政務官(小林正夫君) 貧困率の減少に関する具体的な指標を定めることについては、この指標が景気の動向、特に賃金だとか雇用の状況、こういうことの影響を強く受ける、そういうことから政策の影響の検証が難しいことなどから、これは慎重な検討が必要であると考えております。

ただし、貧困や格差の実態を総合的に、継続的に把握することは必要である、このように考えておりますので、厚生労働省が五月十二日に公表した社会保障制度改革の方向性と具体策等において指標の開発など貧困格差対策として今後取り組むべき事項について示しましたので、更に研究を進めてまいりたい、このように思います。

○田村智子君 私は、子供の貧困については、これは絶対政府は目標も持って政策を進めていくことが必要だということを指摘しておきたいと思えます。

実際にこの貧困問題の対策という点では、私、もう一点指摘したいのは、保育所、保育の制度、これが現に大切な役割を果たしていると思うんですね。貧困世帯の子供たちを社会的に排除しない、そういう役割果たしています。保育士さんが子供の様子から家庭の困窮状態をつかんで行政の支援につないだり、あるいは深夜まで働く親が生活に疲れて育児放棄に陥っているんじゃないか、言わば児童虐待を未然に防ぐなど、こういう保育園が果たしてきている役割、幾つもの事例が報告をされています。

しかし、一方で、この保育所での保育料、住民税非課税世帯であっても無料にはなりません。認可保育所の国庫負担金算定の保育料、非課税世帯でも三歳未満で九千円、三歳児以上で六千円です。滞納も年々増加をしています。

お聞きをしたいのは、しかし、こういう保育料の滞納があったとしても、現行の保育制度の下で

は、保育に欠ける状態にある子供を保育所から退所させてはならないと、こういう措置がとられていると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高井康行君) お答え申し上げます。

現行制度におきまして、保育料の額につきましては、家計に与える影響を考慮して、所得に応じて市町村が定め徴収することとされておるところでございます。児童福祉法上は、市町村は、保護者が就労、疾病等により児童を保育することができない場合、児童が保育に欠ける場合でございますけれども、その児童を保育しなければならぬとされているところでございます。

したがって、児童が保育に欠ける場合であれば、仮に保護者が本来支払うべき保育料を滞納していたとしても当該児童を強制的に退所させることはできないと考えておりますけれども、市町村は滞納された保育料を強制徴収することは可能であるというふうに考えております。

○田村智子君 保育料の滞納は子供の責任ではないと、保育に欠ける状態であれば保育所から退所させない、こういう制度にしっかりとっているんですね。

それでは、今検討されている子ども・子育て新システムでどうなるのかと。現行の児童福祉法では自治体が保育の実施義務を負っていて、認可保育所への入所、こういうこともさせています。新システムでは、保護者と保育所との直接契約に変えられようとしています。そうなれば、保育料の滞納があった場合、保育所が保護者への督促を行うことになり、滞納が続けばこれは保育所の運営にかかりますから契約解除、退所と、こういうこともできるようにするのはないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 子ども・子育て新システムの中間取りまとめの中で、利用者負担につきましては、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行い、利用者による一定の負担を求めることとし、その

具体的な在り方については今後検討するとされており。

御指摘のように、貧困世帯あるいは低所得の世帯で負担の滞納があった場合の取扱いも含めまして、子供たちが困ることのないようにしっかりと配慮をしながら、利用者負担の具体的な在り方につきまして関係者の御意見も伺いながら更に検討をしていきたいと考えています。

○田村智子君 既にこの新システムの中でも位置付けられようとしている認定こども園、ここでは保育料滞納による退所、厚労省はこれを認めますよという通知を出していますよね。それから、児童・障害児入所施設、これも利用料の滞納を理由とする契約解除や退所、これを認めるようになってきます。新システムでは認定こども園で認めているようなことは認めないんだと、こういうふうに言い切れるんでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) またいろいろな面から関係者と御相談をして検討をしなければいけない課題がたくさん新システムにはまだ残されていると思います。今御指摘の点もその中に入っていると思います。とにかく子供を、全ての子供を支援するということを目的に今政権としてはやっておりますので、困る子供が出てこないようにしっかりと対応したいというふうに思います。

○田村智子君 そう言いながら保育所の入所のシステムを本当に変えてしまうわけですね。自治体が直接実施の義務を負うというのを外してしまつて保育所と親との契約にしてしまつ、保護者との契約にしてしまつ、民間と民間の契約になつてしまふんですね。ですから危機が生まれてくるわけですね。

この危機は想像だけのものではないんですね。実際、障害児の入所施設は、保育所と同じ児童福祉法に基づく施設でありますが、自立支援法によつて契約制度が導入されました。これによつて子供については措置入所か契約による入所か都道府県が判断することになりました。厚生労働省は、利用料の滞納だけでも措置とはしない

と、契約のままでいいんだと、また滞納があった場合に契約解除もできると、こういう方針も示しました。現に何が起きたか。保護者が一度も面会にこない、育児放棄が疑われる、こういう施設であつても、これが措置にならずに利用料がどんどんどんどん滞納が膨らんでいく、これは結局施設の持ち出しになつてしまふ。施設の側としては、もうこれは契約解除しかないんだらうかと、子供を取るか、お金を取るか、究極の選択を迫られると、こうした事態が自立支援法が施行されたときにもう急速に広がりました。今もこうした事態が起きています。

入所の施設でさえこんなんです。ましてや通所の施設です。毎日、保護者と保育士が顔を合わせて、滞納があれば、お母さん、納めてねつて言われ続ける、居心地が悪くて自主退所をしてしまつと、こういう保護者も出てくるかもしれない。それが何を引き起こすかなんです。保育料の滞納というのは、子供に何にも責任ありません。経済的に追い詰められた状態で保育所からも退所を余儀なくされる、精神的にも身体的にも疲れ果てて、これがネグレストを生んでしまつたり子供への虐待を生んでしまつたりと、こんな事態はあらゆる努力で防がなければならない、こういうふうな思ふんですね。

もう一度お聞きしますが、新システムは低所得世帯の子供を保育制度から絶対に排除することはないと、これ約束できるんでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) この新システムの中の子ども園を始め、お子さんをお預かりという理念での子供に質の高い学校教育、保育をという理念で今やろうとしておりますので、先ほどおっしゃったような虐待のケースとか、子供が本当に困った状況に置かれている場合は措置をすることができるといふことも決めておりますので、そうした子供、本当に困った状態に置かれて放置される子供が出ないように最大限努力をしていきたいというふうに思っております。

○田村智子君 虐待が起きてからでは遅いんです

ね。経済的な理由を抱えている親、虐待なんかしていない方がいいですよ。だけど、追い詰められて保育所からも退所になれば虐待事例が起こり得るでしょう。だから、絶対排除しない今のようシステムがこれは堅持されなければならぬ。ところが、いまだにそこが検討中だといって私たちの下に明らかにされない。私、これは本当に重大な問題だと思います。

しかも、じゃ措置します、あるいは退所させませんというふうになったときに、では滞納になった保育料、徴収不能になる分も出てくると思います。これは一体どこが負担するのか。保育所が退所をさせずに、そしてその保育料の滞納分も負担するんということになれば、経済的困難を抱えるそういう家庭を支援しようとする保育所ほどの負担は重くなり追い詰められてしまうと、こういう事態も起こるんじゃないでしょうか。一体誰が最終的に徴収不能分を負担するのか、お答えください。

○副大臣(小宮山洋子君) 現行制度では、滞納されました保育料は市町村が強制徴収することが可能というふうになっています。その保育所がかることのないように検討を進めていきたいというふうに思います。

○委員長(津田弥太郎君) 時間です。

○田村智子君 終わりますが、本当に子供の貧困の問題がこれだけ重大なときに、こうやって保育所の制度も貧困の問題がまともに検討をされずに変えられようとしている、子ども手当が減額をされようとしている、こういうやり方は本当に認められない。子供にかかわる問題は、十分な審議やつて貧困問題の解決をしていくことを強く求めて、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

子ども手当ですが、私自身は、子ども手当、児童手当、名前はどちらでもいいというか、名前の問題ではない。これが政争の具や、なかなか子供たちや子供を抱える親にビジョンを提示できなかったのは本当に残念だと思っています。

ただ、子ども手当に関して言えば、社民党は子ども手当について社民党独自の提言をマニフェストにかつて掲げ、あらゆる子供たちを親の収入に関係なく第一子、第二子に月一万円、第三子に月二万円を支給するという制度を提案してきました。従来の児童手当は親を通じて子供に支給すると。それが子ども手当は、親がいない、その年収とは関係なく、支給金額については議論があっても、一人一人の子供を国が応援するという意味合いがやっぱり込められていたのではない。それは、子供に余りお金を使わない政治から子供を本当に応援しようという意味で、この子ども手当、子供を応援しようというこの哲学は政治の中できちっとこれから生かしていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私も、子供に対して、子供一人一人の育ちを社会が応援をしていくということは、これは本当に大事なことでというふうに思っております。

今回の三党合意で所得制限というのが導入をされるということになりましたけれども、ただ私は、所得制限世帯に対して税制上、財政上の措置をとると、こういうことも規定をいたしております。そういう意味では全ての子供に対して何らかの支援をしていくと、こういうことは残っているというふうに思っておりますので、子供一人一人の育ちを社会全体で応援をしていくということについては変わりなくやっていかなければというふうに思っております。

○福島みずほ君 是非そのメッセージと哲学は大事にしたいと思っています。所得補填の意味合いで子ども手当があるんじゃない。親の生活や、生活が困難だからというよりも、子供をとかく応援すると。

私もスウェーデンの社会科の教科書で翻訳されているのを見た、自分ももう子ども手当を何に使うか子供たちが一生懸命考えているんですね、親を通じてではなく、自分をやっぱり応援してくれる、私はこのお金をこういうことに使いた

いと。子供自身のためなんです。ですから、子ども手当のその意味、親を応援するんじゃない、親を通じて応援するんじゃない、子供全てを国がやっぱり、あなたたちを応援しますよ、これが本当に大事じゃないか。そのメッセージを持ち続けたいと思います。

改めて、小宮山副大臣、いかがですか。

○副大臣(小宮山洋子君) 私自身も福島委員がおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、今回の法案におきましては、現在の様々な状況の中で、民主、自民、公明三党がそれぞれの考え方の中でぎりぎりの調整をした結果だと思っておりますので、政府としてはそれに基づいて進めていきたいというふうに考えています。

○福島みずほ君 さっき大臣がおっしゃった、まあ多分ここにいらっしゃる皆さんもそうだと思います。全部そうだと思いますが、子供をやっぱり応援していく、この哲学やメッセージはこれから政治の中でしっかりと実現されなければならぬと思います。

二〇〇七年における各国の家族関係社会支出の対GDP比を見ると、フランス、イギリス、スウェーデンの国は三%を超えているのに対して、日本は〇・七九%、子ども手当を加味した試算でも一・一三%という状況です。これでチルドレンファーストと言えるでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) とてもチルドレンファーストがまだ実現をしているとは思えません。ただ、今回の子ども手当で今おっしゃったように少しは増えてきているという状況だと思っております。現金給付だけではなくて、先ほどから御指摘がありますように、現物とか働き方、総合的に子供たちを支援していく政策を更に進めなければいけない。

そういう意味では、六月の社会保障・税の一体改革の成案の中でも、これはこれまでの年金、医療、介護の高齢者三経費に加えて、子供も大きな柱の一つとして、特に子ども・子育てということ優先課題としています。それは、量的拡充と更

に幼保一体化などで機能強化をし、質も上げるということもやっていきたいと思っておりますので、工程表で税制抜本改革とともに早急に所要の法律案を提出するとされておりますので、その方向でしっかりと関係省庁と力を合わせて進めていきたいと考えています。

○福島みずほ君 改めて、子供を育てるのにお金が掛かると。

二〇一一年に内閣府が行った少子化社会に関する国際意識調査によると、子供を増やさない、増やせない理由として、子育てや教育にお金がかかる過ぎるというのが約四割あります。

二〇一〇年に内閣府が行ったインターネットによる子育て費用に関する調査、未就学児童一人当たりの子育て費用は、未就園児については八十四万三千二百二十五円、保育所・幼稚園就園児百二十一万六千五百四十七円、小学生は百五十五万三千五百四十一円、中学生は百五十五万五千五百六十七円となっています。

非正規雇用で働く割合は、二十から二十五歳で男性の正社員が六〇%を切っております。女性では四〇%を切っております。

本間に少子化対策、子供を産みたい人たちが産める環境が整えられているんじゃないでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) やはり若者がしっかりと自立をして生活できるように、今ハローワークなどでも、その正規雇用に向けてジョブサポーターを付けたりその相談の窓口を特別に設けたり、きめ細かな職業相談や職業紹介を行っているのです。そちらの面の対応をしっかりするということが一つだと思います。

また、内閣府が平成二十年度に行いました少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査では、経済的支援措置を望む割合は世帯収入にかかわらずおよそ七割前後、保育などの子供を預かる事業の拡大を望んでいる割合は世帯収入にかかわらずおよそ四割前後となっています。

そういう意味で、福島さんが担当大臣をされていたころに決めた子ども・子育てビジョン、

これもしつかりと進めていきたいと思っておりますので、総合的に若い人たちが安心して子供が持てるように進めていきたいというふうに考えています。

○福島みずほ君 財務省にお聞きをいたします。子供たちを支援するためにはもっと財政的な施策を含めて現物支給をしつかりと行っていくことが必要だと考えています。そのためには、今後もしつかり自治体を支え、子供が育つ環境を整えていくことが必要です。保育所運営費など子供施策に関する自治体への補助金を減らすということはあり得ない、あるいは一般財源化はよくない、難しいと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(福田淳一君) 御指摘いただきましてありがとうございます。子育て支援については、現金給付とそれから現物サービスもバランスよく措置していくことが重要だと私も考えております。御指摘の保育所の運営費負担金はその現物サービスのうちの中核となっているものでございますけれども、先ほどから議論が出てきましたとおり、待機児童問題への対応などのためにサービス量を拡大していくことが必要となっているというところは私もよく認識しているところでございます。

○福島みずほ君 補助金を減らすということはあり得ない、あるいは保育所運営費の一般財源化は難しいということでしょうか。子ども・子育て新システムが先になるので、保育所の補助金を減らすことは難しいというふうに聞いておりますが、それでよろしいですね。

○政府参考人(福田淳一君) 繰り返しになりますがけれども、待機児童問題というのが重要な問題であり、いろんな政治的な御努力をされてきたというところはよく存じ上げておりまして、その中でサービスの量を拡大していくことは私も必要だというふうに考えているところであります。

○福島みずほ君 財務省から力強い回答がありましたので、よろしくお願いたします。

親が別居している場合、同居している親に支給するという点は評価できます。しかし、ドメスティック・バイオレンスによって避難している人の中には住民票等が移動できない可能性もありますが、同居をどのように確認するのか、お願いいたします。

○政府参考人(高井康行君) 今回の法案では、両親が別居している場合について、子供と同居している方の親に子ども手当を支給するというようにしております。その同居の確認は原則住民票で確認することでございます。

一方、御指摘のようにDV被害者のケースについては、現行制度でもDV被害者の方に手当を支給するというものになっておるわけでございまして、これは具体的には母親がその子供を監護し、母親が生計を維持する程度の高いと認められるというところで、その時点で父親の受給権を職権で消滅させて母親に手当を支給するというところでございますので、DV被害者はこのケースに該当するというふうに考えております。

このDV被害者の場合の同居していることの確認でございますけれども、住民票を移動できないということが考えられますので、こうした場合には、住民票ではなくて、市町村が配偶者暴力相談支援センターでありますとか児童相談所と連携して同居の事実を確認することによって対応していくものと考えております。

○福島みずほ君 大きな政策の流れとしては、私自身も扶養控除から手当へ行くのいいと思っております。扶養控除は一般的に言って所得が高い人にとって有利になる。それから、私の家なども、両方で子供を育てているのに一方にしか扶養控除を付けることができない。やはり、片働きの、主たる会計、従たる会計、片働きのなところ、に扶養控除というのは元々あったんじゃないか。あるいは、控除制度を複雑にするよりも、現実のサービスで応援をするという方がいいのではないかと。その点で控除から手当へという流れについては私は評価をしているのですが、いかがでしょうか。

うか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるように、民主体の中での検討していたときから、やはり控除から手当へ、高額所得者に有利な控除ではなくて、税制はなるべく簡素化をして、必要な人には社会保障のサービス給付として手当にするという考え方で、それに基づきまして昨年度実施しました年少扶養控除の廃止と子ども手当の創設。これは控除から手当へという考え方に沿って実現をしたものです。

ただ、今回、三党合意を受けて、特別措置法案として盛り込んだ内容は、控除から手当へという考え方も大事にしながら、一方で震災復興とか復興のための財源捻出のためのぎりぎりの判断だったというふうに考えております。

来年度以降の子供に対する手当の制度の在り方につきましては、三党合意では、所得制限世帯も含めた扶養控除の在り方について平成二十四年度税制までに総合的に検討するとされていまして、今後各党の御意見もしつかりと伺いながら検討を進めていきたいと考えています。

○福島みずほ君 両親が子供を育てているのに一方にしか扶養控除が付かない、やっぱり変だという感じで、子供自身にやっぱり手当として応援をしていくと。

ただ、今回、衆議院の厚生労働委員会では例えば社民党の阿部知子議員も質問していますが、今回、年少扶養控除を先になくしたために、今回、低所得者だけではなく中間層と言われる五百万、六百万、七百万の人たちが減ってしまうという、そういう問題もあります。それについては、大きな流れとしての控除から手当へというのは私も大賛成なんです、現実にはその工夫をしていただきたい。負担が増えたり、やはり人間は負担が増えると困りますので、その点についての配慮を是非お願いしたい。いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおり、新しいシステムの中でかえって子育て家庭に負担が掛かるということは最大限なくしていただければ

いけないと思っております。

衆議院で阿部委員にもお答えをいたしましたように、五百万円のところでは中学生が増える分はプラスになるんですけども、でもやはりマイナスになるところが額は少なくとも出てまいりますので、そこところは何か財源を確保して、これから将来的に拡充することや、あと、あわせて、全体的な総合的な政策でしつかり見ていけるように努力をしたいと思っております。

○福島みずほ君 その点は是非よろしく願いたします。

保育園と学童保育の待機児童の数はそれぞれ直近で何人でしょうか。

○政府参考人(高井康行君) 保育所の入所待機児童数でございますが、昨年四月現在時点におきまして二万六千二百七十五人となっております。それから、放課後児童クラブの待機児童数でございますが、昨年五月時点におきまして八千二百一十一人となっております。

○福島みずほ君 済みません、二万六千人とおっしゃいましたよね。直近では四万六千人と聞いているのですが、どうでしょうか。

○政府参考人(高井康行君) 四月と十月時点のを取っております。十月につきましては、その後の途中の入所の申込みが入りますので毎年四万人台になっております。二十一年、二十二年の比較でまいりますと、四月時点では、二万五千三百八十四人が二十二年の四月で二万六千二百七十五人、十月時点で見ますと、二十一年が四万六千五百十八人が二十二年十月で四万八千三百五十六人というふうになっております。

○福島みずほ君 やはり、もっと実は多いんじゃないかとも思いますが、働きたい人、子供を預けたい人、たくさんいらっしやうと思えます。数字がどんどんやっぱり上がっているわけですね。一年間でどれぐらい保育所、学童保育の受入れの人数は増えているでしょうか。

○政府参考人(高井康行君) まず、子ども・子育てビジョンにおきまして、平成二十六年度まで保

育サービスを二百四十一万人、毎年五万人増やすという計画を持っております。それから、放課後児童クラブにつきましては二十六年までに百十一万人という目標を設けて進めているところでございます。

○福島みずほ君 今不況でもあり、働きたい人、子供を預けたい人、もうたくさんいらつしやると思います。

今日は財務省も聞いていただいています。是非、私も担当大臣のとき、いろんな自治体といろんな取組をしたり、国有地を世田谷、横浜市は貸してもらってそこに保育園を建てることや、最近でも国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトを厚労省はやっていた。いてやっていますが、これはやはり知恵も必要だしお金も必要です。是非、財務省もあるいは内閣府も挙げて一体としてこの子ども・子育てビジョン、実行のためによろしくお願いいたします。

高校の実質無償化についてお聞きをいたします。

子供については、やはり国が未来の本来に私たちの宝物として応援をすべきだと思っています。私は個人的には、日本がもう財政が豊かになれば、ヨーロッパのように大学の授業料も無料になつて、お金がないから大学に行けない、お金がないから高校に行けない、親の財布が子供の未来を決めるようなことがなくなつたらいいと。そのためにもっとほかの制度も変えなければいけません。子供に対しては悲しい思いなんか絶対にさせないという政治が必要だと実は思っています。

高校の授業料の無償化は、その意味で、子供たちを応援するという意味で、社民党としてはこれは本当に肯定をしている、応援をしたいものなんです。ですから、子育てにおける経済的な不安については先ほどから指摘をしておりますが、だからこそ、高校の授業料の無償化については今後も継続して実行していくことが必要だと考えます。が、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) お答え申し上げます。

高校無償化法は恒久法として成立をしております。今御指摘ございましたとおり、高校生が家庭の経済状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるようにすることを目的としてございます。

この制度化に伴いまして、都道府県等におきましては条例等が措置をされ、生徒や保護者は既に無償化の前提の下に進路決定や生活設計を行っております。特に、現下の経済情勢において、被災地における家計急変世帯を始めとした高校生等の就学機会を確保するという観点から、この制度の意義は非常に大きいと考えております。例えば、制度を導入しました平成二十二年度の経済的理由による高校中退者数は、前年度に比べて減少しております。

今般の三党合意を踏まえまして、平成二十四年度以降の制度の在り方については、政策効果の検証を幅広く行い、必要な見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 生まれてから子供が育つまでしっかりと国が応援していくということでこれはお願いをいたします。子供が小学校、中学校の段階で何かを諦めるといことがない社会をつくるためにも、是非よろしく願います。

朝鮮学校を始め各種学校についても無償化を進めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(尾崎春樹君) 高校の就学支援金制度におきましては、国籍を問わず、我が国で後期中等教育段階の学びに励む生徒をひとしく支援するという観点から、各種学校である外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものを対象としておりまして、現在、インターナショナルスクール等三十三校、しているところでございます。

朝鮮学校の審査手続につきましては、先般の北朝鮮の砲撃が国家の安全にかかわる事態であるというところで、不測の事態に備え、国民の生命と財

産を守るため万全の体制を整えるという見地から、現在一旦停止をしているところでございます。

○福島みずほ君 北朝鮮が問題がある国であるということはもちろんなんですが、それとまた子供たちの問題は違うものなので、これについては進めていただけるようよろしくお願いいたします。

時間が来ましたので終わりますが、是非、子ども・子育て新システムについても、ビジネスという観点からではなく子供を応援するという観点から質の確保をよろしく願います。

以上です。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について川田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川田龍平君。

○川田龍平君 私は、ただいま議題となつております平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対し、みんなの党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

民主党政権で創設された子ども手当は、国の一方的な決定で全国一律で何兆円もの現金支給を行う、地方分権、地域主権を否定するものであり、撤廃すべきものであると私たちみんなの党は考えます。また、自公政権で給付を増大させてきた児童手当も、全国一律の金銭給付を地方に義務付ける中央集権的制度であり、地方の個性や多様性は無視されています。

民主党、自民党及び公明党は、かかる重要案件を公開の議論も経ず、三党間での合意のみを根拠に、本法案に正当性があるのかとよく言っております。地方の協力を得ずしては給付できません。なぬ本制度について、地方の意見を聴くこともなく、全国一律の現金給付を続けることには何の正

当性もありません。しかも、本法案が成立することによって増大する事務負担を担うのは、何の意見も述べる機会も与えられなかった市町村や都道府県です。

子育て支援に関し必要な施策は地域によって多様であり、地方が自主性、自立性を持って子育て支援を行うには、子育てに係る現金給付を含め、一括して地方に権限と財源を委ねるべきであります。こうした観点から、本修正案を提出いたします。

修正の要旨は、次のとおりであります。

第一に、題名を子育て支援に関する地域の自主性及び自立性を高めるための児童手当法を廃止する等の法律とすること。

第二に、児童手当法を廃止すること。

第三に、政府は、平成二十三年度において、市区町村又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のために市区町村又は都道府県が実施する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより交付金を交付すること。

第四に、政府は、平成二十四年度以降において地方公共団体が十分な自主財源を用いて子育て支援に関する施策を講ずることができるようになるため、地方消費税の税率を引き上げることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、消費税と地方消費税を合わせた国民の負担は増大させないものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

子育て支援の施策として現に支給されている子ども手当が、本法律案によって年度途中で三歳以上の子供一人当たり月三千円減額されることとなります。子ども手当創設を理由として扶養控除は廃止されており、所得税増税との差引きで手取り額は児童手当のときと比較しても減額となる世帯が生じます。さらに、来年度以降は住民税も増税となり、子育て世帯の多数が収入減となつてしまします。これでは、子育て支援どころか、少子化克服にも冷水を浴びせるものです。また、政府の調査でも、子供の貧困率は上昇し続けていることが明らかとなりました。低所得者層の収入の改善が切迫して求められているときに、子ども手当を減額し低所得世帯の収入を減らすことは、子供の貧困解決にも逆行するものです。

我が党は、子育て支援について、保育所、児童保育所の大幅な増設などの現物給付と現金給付のバランスを取りながら総合的に進めるべきと要求し、この間の国会質疑では、政府も現金給付と現物給付は車の両輪だと認めてきました。ところが、本法案は、現物給付拡充の議論も行わないまま現金給付の削減だけを行うもので、子育て支援施策の後退と言わなければなりません。

現物給付について言えば、子ども・子育て新システムの検討では、保育の市場化、更なる規制緩和が公然と掲げられており、保育の質の低下が危惧されます。本日の質疑では、契約制度の導入により貧困世帯の子供を保育制度から排除しかねないという問題も明らかになりました。このような新システムは進めるべきではありません。

経済的な理由から保育料滞納は増えており、低所得世帯の保育料軽減策が求められています。ところが、本法案では手当から自治体が直接徴収できることになり、これでは家庭状況を行政が把握に必要な支援策を講じる機会を失わせることとなります。また、本法案によって手当の支給には新たな申請が必要となり、地方自治体の負担、多くの混乱も推測されます。被災地、被災者においてはなおさらです。

第七部

厚生労働委員会会議録第十九号 平成二十三年八月二十五日 【参議院】

最後に、子供にかかわる施策が政党間の取引の材料のように扱われ、結果的に子育て支援策の後退を招くなど許されないことであり、真剣な議論を尽くして子供支援、子育て支援策を前進させることを強く求めて、討論を終わります。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について採決に入ります。

まず、川田君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(津田弥太郎君) 少数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時三十三分散会

〔参照〕

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対する修正案  
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案の全部を次のように修正する。

子育て支援に関する地域の自主性及び自立性を高めるための児童手当法を廃止する等

の法律

(趣旨)

第一条 この法律は、子育て支援に関し必要な施策が地域によって多様であることを踏まえ、児童手当(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当をい、同法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付を含む。)及び子ども手当(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当をいう。)がいずれも一律の金銭給付を地方公共団体に対し義務付けるものであること、並びに地方公共団体がより高い自主性及び自立性をもって子育て支援に関する施策を講ずることができるようになることが必要であることに鑑み、児童手当法の廃止等について定めるものとする。

第二条 児童手当法は、廃止する。

第三条 政府は、平成二十三年度において、市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のために市町村又は都道府県が実施する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、平成二十四年度以降において地方公共団体が十分な自主財源を用いて子育て支援に関する施策を講ずることができるようになるため、地方消費税の税率を引き上げることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、消費税と地方消費税を合わせた国民の負担は、増大

させないものとする。

(経過措置等)

3 この法律の施行に伴う経過措置及び関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。

七月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第一六一八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一六一九号)

第一六一八号 平成二十三年七月十五日受理  
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願  
請願者 栃木県鹿沼市栄町三ノ一二ノ一  
山崎真帆子 外千九名

紹介議員 上野 通子君  
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一六一九号 平成二十三年七月十五日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市下岡本町三、七四  
八ノ七 中村トヨ 外千七百九十  
九名

紹介議員 上野 通子君  
この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

八月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法違反の根絶を目指して、労働基準法違反に対する罰則をより重罰化するとともに、労働基準監督署の人員体制と監督権限を強化することに関する請願(第一六三二号)

一、最低賃金千円の実現に関する請願(第一六三六号)(第一六三七号)

第一六三二号 平成二十三年七月二十六日受理  
労働基準法違反の根絶を目指して、労働基準法違

反に対する罰則をより重罰化するとともに、労働基準監督署の人員体制と監督権限を強化することに関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市美茂呂町二、九九五ノ二 木村裕明 外三名

紹介議員 佐藤 正久君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六三六号 平成二十三年七月二十八日受理

最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 千葉県八街市八街ヘノ二一四ノ二五六 小山綾子 外九百九十九名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一六三七号 平成二十三年七月二十八日受理

最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 横浜市鶴見区下末吉四ノ三三ノ一 九 柏木真由美 外九百九十九名

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

八月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願 (第一六四四号)

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願(第一六五七号)

一、カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願 (第一六五八号)(第一六五九号)(第一六六〇号)

一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第一六六六号)

第一六四四号 平成二十三年七月二十九日受理

カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願

請願者 広島県大竹市黒川三ノ二ノ四ノ二〇五 真田英次 外千五百名

紹介議員 福島みずほ君

一九六八年に発生したカネミ油症事件は、カネミ倉庫が製造した食用油にPCBやダイオキシン類が高濃度に混入したことによって起きた食品中毒事件であり、発生時一四、〇〇〇人の届出があつたとされている。二〇〇八年度国は初めて認定者一、三〇〇人を対象にした健康実態調査を実施したが、多くの被害者は同じ症状に苦しみながらも、認定されていないというだけで調査対象外であつた。事件から四〇年以上経た今もお、被害者は治療法のない種々の症状や全身にわたる病気で苦しめられている。汚染油を直接食した第一世代は高齢化が進み、苦悩の中で亡くなる人も急増している。また、被害は二世、三世にも顕れており、早急に救済策を採るよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、汚染カネミ油による全被害者を対象にした実態調査を実施すること。

二、カネミ油症の検診・研究事業を抜本的に見直し、油症の解明及び根治療法開発を強化すること。

三、医療費の自己負担分の公的負担、「健康管理手当」の支給などによる、医療・生活支援措置を講じること。

四、認定基準を根本的に見直し、未認定被害者を救済すること。

第一六五七号 平成二十三年八月二日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願

請願者 群馬県高崎市島野町九八一ノ八 市村英明 外八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一六五八号 平成二十三年八月二日受理

カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願

請願者 広島市中区吉島新町二ノ三三ノ四ノ四〇一 平野健太 外千四百五

十四名  
紹介議員 金子原二郎君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

第一六五九号 平成二十三年八月二日受理

カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願

請願者 神戸市東灘区田中町一ノ一〇ノ二〇 下浦智之 外千五百七十名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

第一六六〇号 平成二十三年八月二日受理

カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願

請願者 宮崎市鶴島三ノ四六ノ二〇四 西田誠 外六万七千三百六十五名

紹介議員 大久保潔重君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

第一六六六号 平成二十三年八月四日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区白鷺一ノ九ノ八ノ一〇五 庄司完 外千九百九十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

八月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども手当の存続に関する請願(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七四号)(第一六七五号)(第一六七六号)(第一六七七号)

一、最低保障年金制度の実現と無年金・低年金者に緊急措置を求めることに関する請願(第一六九〇号)(第一六九一号)

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願(第一七〇七号)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第一七〇八号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関

する請願(第一七〇九号)

一、最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第一七二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)

一、最低賃金千円の実現に関する請願(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二一号)

一、安全で行き届いた医療・介護を実現することに関する請願(第一七二三号)(第一七二四号)

一、子ども手当の存続に関する請願(第一七二四号)

一、後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第一七四八号)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第一七四九号)

一、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願(第一七五〇号)

一、安心・信頼の年金制度と国の直接運営を求めることに関する請願(第一七五一号)

第一六七二号 平成二十三年八月五日受理

子ども手当の存続に関する請願

請願者 石川県白山市倉光八ノ八五 鶴賀幸恵 外三十三名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一〇年度から子ども手当が実施され、所得制限なしで中学生までの子供に月一三、〇〇〇円支給されている。勤労世帯の所得が減り続け、子供の貧困化が社会問題となり、子ども手当は重要な子育て施策として歓迎されている。しかし、現在九月までの「つなぎ法」として期限付きとなっており、その後は支給金額の減額と所得制限の導入が狙われている。若い子育て世代を応援し、子供の健やかな成長の一助として、子ども手当は欠かせないものとなっている。既に一月から年少扶養控除が廃止され、従来の子ども手当が減額され

れば増税になる世帯も少なくない。今後支給年齢や金額など拡充が必要であるが、少なくとも現在の子ども手当制度を後退させることは許されない。

については、次の事項について実現を図られた。一、現在実施されている「子ども手当（中学生まで一人に月一三、〇〇〇円）を存続すること。」

第一六七三号 平成二十三年八月五日受理  
子ども手当の存続に関する請願  
請願者 愛知県瀬戸市平町二ノ五二 須田 雅子 外三十三名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七四号 平成二十三年八月五日受理  
子ども手当の存続に関する請願  
請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ四ノ五 工藤富美子 外三十三名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七五号 平成二十三年八月五日受理  
子ども手当の存続に関する請願  
請願者 東京都八王子市追分町六ノ一四 佐久間千絵 外三十四名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七六号 平成二十三年八月五日受理  
子ども手当の存続に関する請願  
請願者 北海道檜山郡江差町陣屋町八 青木敦子 外三十三名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七七号 平成二十三年八月五日受理  
子ども手当の存続に関する請願  
請願者 堺市南区高倉台二ノ二ノ一ノ一一

二 東久子 外三十三名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六九〇号 平成二十三年八月八日受理  
最低保障年金制度の実現と無年金・低年金者に緊急措置を求めることに関する請願  
請願者 名古屋市中区桜山町五ノ一〇三ノ一二 渡辺麻理 外二千六百十八名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第一六九一号 平成二十三年八月八日受理  
最低保障年金制度の実現と無年金・低年金者に緊急措置を求めることに関する請願  
請願者 東京都目黒区下目黒五ノ三〇ノ一四 鈴木由紀子 外三千八百十六名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第一七〇七号 平成二十三年八月九日受理  
後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願  
請願者 神奈川県三浦市諏訪町九ノ三 浜倉隆 外七十八名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一七〇八号 平成二十三年八月九日受理  
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願  
請願者 千葉市花見川区検見川町二ノ四六五 志賀初江 外五千七百六十名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七〇九号 平成二十三年八月九日受理  
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・

国民が望む医療制度を目指すことに関する請願  
請願者 東京都国分寺市富士本三ノ一八ノ六 宮沢一郎 外三百三十名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第一七一〇号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 静岡県沼津市大岡二、七四四ノ五 辻本政江 外七百十九名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一一号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 宮崎県日向市大字財光寺六、五二七ノ六五 永久保元子 外七百十九名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一二号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 札幌市清田区真栄四条五ノ四ノ七 齊藤多美子 外七百十九名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一一三号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 千葉市中央区生実町一、八八七ノ七 海老沢保 外七百十九名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一一四号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 福島県二本松市郭内三ノ二五六ノ一〇一 齋藤貴子 外七百十九名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一五号 平成二十三年八月九日受理  
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善に関する請願  
請願者 大阪府大東市川中新町三ノ三〇 一 加藤和子 外七百十九名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七一六号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願  
請願者 富山県高岡市内免二ノ七ノ一 武島洋子 外三千六百六十六名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七一七号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願  
請願者 鳥取県米子市西三柳四、二四六 尾高千代美 外三千六百六十六名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七一八号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願  
請願者 北海道函館市元町五ノ二〇ノ四〇 三 金子泰二 外三千六百六十六名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七一九号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 沖縄県那覇市松川二ノ三ノ五ノ一

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七二〇号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 北海道室蘭市小橋内町二ノ一七ノ五八 柳井良子 外三千六百六十六名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七二一号 平成二十三年八月九日受理  
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 京都市伏見区深草野手町一三ノ八 鞍馬久士 外三千六百六十六名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一七二二号 平成二十三年八月九日受理  
安全で行き届いた医療・介護を実現することに関する請願

請願者 長野県松本市寿中一ノ五ノ五二 百瀬瑞恵 外千七百九十名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一〇三九号と同じである。

第一七二三号 平成二十三年八月九日受理  
安全で行き届いた医療・介護を実現することに関する請願

請願者 東京都町田市南成瀬二ノ一四ノ一〇 小松恵美子 外二千二百八十三名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一〇三九号と同じである。

第一七二四号 平成二十三年八月九日受理

子ども手当の存続に関する請願

請願者 名古屋市東区前浪町五ノ一ノ二〇 六 伊藤和美 外三名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一七四八号 平成二十三年八月十日受理  
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願

請願者 横浜市緑区新治町一四ノ二 黒田悦子 外百二十六名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第一七四九号 平成二十三年八月十日受理  
社会保障としての国保制度の確立に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木二ノ一〇ノ一 清水春江 外二千八百八十一名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第一七五〇号 平成二十三年八月十日受理  
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道歌志内市字文珠二〇一ノ七 田中明美 外六千二百三十五名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第一七五一号 平成二十三年八月十日受理  
安心・信頼の年金制度と国の直接運営を求めることに関する請願

請願者 名古屋市中区天白町二ノ五 櫛田 猛 外九百二十四名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一一五七号と同じである。

八月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 子ども手当の支給(第四条―第十六条)

第三章 費用(第十七条・第十八条)

第四章 児童手当法との関係(第十九条―第二十二條)

第五章 交付金の交付(第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条―第三十七条)

附則

第一章 総則(趣旨)

第一条 この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どもための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、

次に掲げる子どもをいう。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という)を行う者又は同法第六條の三第一項に規定する里親(以下「里親」という)に委託されている子ども(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二條に規定する知的障害児施設、同法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三條の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三條の四に規定する重症心身障害児施設(以下この号において「知的障害児施設等」という)に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七條の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七條に規定する乳児院、同法第四十一條に規定する児童養護施設、同法第四十三條の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四條に規定する児童自立支援施設(以下この号において「乳児院等」という)に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という)に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは附則第二十一條第一項の規定により介護給付費等(同法第十九條第一項に規定する介護給付費等をいう)の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六條第一項第二号の規定により入所措置が採

られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五  
五条第十二項に規定する障害者支援施設をい  
う。以下同じ。）、障害者自立支援法附則第四  
十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規  
定によりなお従前の例により運営をすること  
ができることとされた同法附則第四十一条第  
一項に規定する身体障害者更生援護施設若し  
くは同法附則第五十八条第一項に規定する知  
的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援  
護施設等」という。又はそののみ）（独立行政  
法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第  
一号の規定により独立行政法人国立重度知的  
障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を  
いう。以下同じ。）に入所している子ども（当  
該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び  
厚生労働省令で定める短期間の入所をしてい  
る者を除き、子どものみで構成する世帯に属  
している者に限る。）

#### 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十 号）第三十条第一項ただし書の規定により同 法第三十八条第二項に規定する救護施設以下 「救護施設」という。）若しくは同条第三項に 規定する更生施設（以下「更生施設」という。） に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法 律第六十八号）第三十六条に規定する婦人保 護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所 している子ども（厚生労働省令で定める短期 間の入所をしている者を除き、子どものみで 構成する世帯に属している者に限る。）

#### 第二章 子ども手当の支給

##### （支給要件）

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該  
当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる子ども（以下「支給要  
件子ども」という。）を監護し、かつ、これと  
生計を同じくするその父又は母（当該支給要  
件子どもに係る未成年後見人があるときは、  
その未成年後見人とする。以下この項におい

て「父母等」という。）であつて、日本国内に住  
所を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十  
一日までの間にある子ども（施設入所等子  
どもを除く。以下この条及び次条において  
「中学校修了前の子ども」という。）

ロ 中学校修了前の子どもを含む二人以上の  
子ども（施設入所等子どもを除く。）

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生  
計を維持している支給要件子どもと同居し、  
これを監護し、かつ、これと生計を同じくす  
る者（当該支給要件子どもと同居することが  
困難であると認められる場合にあつては、当  
該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生  
計を同じくする者とする。）のうち、当該支給  
要件子どもの生計を維持している父母等が指  
定する者であつて、日本国内に住所を有する  
もの（当該支給要件子どもの父母等を除く。  
以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護さ  
れず又はこれらと生計を同じくしない支給要  
件子どもを監護し、かつ、その生計を維持す  
る者であつて、日本国内に住所を有するもの  
四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一  
日までの間にある施設入所等子ども（以下「中  
学校修了前の施設入所等子ども」という。）が  
委託されている小規模住居型児童養育事業を  
行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設  
入所等子どもが入所している児童福祉施設、  
障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設  
等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しく  
は婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」とい  
う。）の設置者

二 前項第一号又は第二号の場合において、父及  
び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の  
者が当該父及び母の子である子どもを監護し、  
かつ、これと生計を同じくするときは、当該子  
どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のう  
ちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の

高い者によつて監護され、かつ、これと生計を  
同じくするものとみなす。

三 前項の規定にかかわらず、子どもを監護し、  
かつ、これと生計を同じくするその父若しくは  
母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該  
子どもと同居している場合（当該いずれか一の  
者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を  
同じくするその他の父若しくは母又は父母指定  
者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該  
子どもは、当該同居している父若しくは母又は  
父母指定者によつて監護され、かつ、これと生  
計を同じくするものとみなす。

（子ども手当の額）  
第五条 子ども手当は、月を単位として支給する  
ものとし、その額は、一月につき、次の各号に  
掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ当該  
各号に定める額とする。

一 子ども手当（中学校修了前の子どもに係る  
部分に限る。） 次のイ又はロに掲げる場合の  
区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額  
イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給  
要件子どもの全てが三歳に満たない子ども  
（施設入所等子どもを除き、月の初日に生  
まれた子どもについては、出生の日から三  
年を経過しない子どもとする。以下この号  
において同じ。）、三歳以上の子ども（月の  
初日に生まれた子どもについては、出生の  
日から三年を経過した子どもとする。第十  
八条第一項第四号及び第五号において同  
じ。）であつて十二歳に達する日以後の最初  
の三月三十一日までの間にある者（施設入  
所等子どもを除く。以下この号において  
「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）  
又は十二歳に達する日以後の最初の三月三  
十一日を経過した子どもであつて十五歳に  
達する日以後の最初の三月三十一日までの  
間にある者（施設入所等子どもを除く。以  
下この号において「小学校修了後中学校修  
了前の子ども」という。）である場合 次の

(1) から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、  
それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満  
たない子ども又は三歳以上小学校修了前  
の子どもである場合 次の(i)から(iii)まで  
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)  
から(iii)までに定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に  
満たない子どもである場合 一万五千  
円に当該三歳に満たない子どもの数を  
乗じて得た額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の子ども  
が一人又は二人いる場合 一万五千元  
に当該三歳に満たない子どもの数を乗  
じて得た額と、一万円に当該三歳以上  
小学校修了前の子どもの数を乗じて得  
た額とを合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子ども  
が三人以上いる場合 一万五千元に当  
該三歳に満たない子どもの数を乗じて  
得た額と、一万五千元に当該三歳以上  
小学校修了前の子どもの数を乗じて得  
た額から一万円を控除して得た額とを  
合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の子ど  
もが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げ  
る場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)  
に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に  
満たない子ども又は小学校修了後中学  
校修了前の子どもである場合 一万五  
千元に当該三歳に満たない子どもの数  
を乗じて得た額と、一万円に当該小学  
校修了後中学校修了前の子どもの数を  
乗じて得た額とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうち三歳以  
上小学校修了前の子どもがいる場合  
一万五千元に当該三歳に満たない子ど  
もの数を乗じて得た額、一万五千元に

当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもを合算した額

口 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どものうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額(当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいらない場合には、零とする。)とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもを合算した額

もの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもを合算した額

二 子ども手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。) 一万五千円に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

(認定)

第六条 子ども手当の支給要件に該当する者(第四條第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 子ども手当の支給要件に該当する者(第四條第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

4 子ども手当は、平成二十四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

第九條 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第三十二條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十條 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第三十一條の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所(施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、児童福祉施設等の設置者である場合にあつては当該児童福祉施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、また前二項と同様とする。

(支給及び支払)

第七條 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合)には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

の分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八條 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九條 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第三十二條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十條 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第三十一條の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

第十一條 子ども手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、その者が監護していた十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にある子ども(以下「中学校修了前の子ども」という。)であつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三條第

二

二

二

二

二

三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた児童福祉施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子ども手当（当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

#### （支払の調整）

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

#### （不正利得の徴収）

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### （受給権の保護）

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

#### （公課の禁止）

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

#### （公務員に関する特例）

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の規定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

#### 第三章 費用

（子ども手当の支給に要する費用の負担）

第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

（市町村に対する交付）

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、

当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）のうち三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）であつて特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。）でないものがあるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもであつて特定施設入所等子どもでないものに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十五分の十三

二 被用者でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）であつて三歳に満たない子ども（特定施設入所等子どもを除く。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 九分の五

三 三歳に満たない特定施設入所等子ども（月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない特定施設入所等子どもとする。以下この号において「三歳未満特定施設入所等子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳未満特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十分の十

四 三歳以上の子どもであつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第八号までに掲げる費用を除く。） 三分の二

五 その者に係る三歳以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）が全て三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学



受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七條第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八條第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九條の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)による子ども手当」とする。

第五章 交付金の交付

第二十三條 政府は、子ども手当の支給と相まつて、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てため、政令で定めるところにより、交付金を交付する。

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第八條第一項に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費

三 前二号に掲げる経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第六章 雑則

(子ども手当に係る寄附)

第二十四條 受給資格者が、子ども及び子育て家庭を支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の

支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならない。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十五條 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第十一條第二項に規定する学校給食費(次項において「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六條第三項の規定により徴収する費用(同法第五十一條第三号又は第四号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三條第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合に

は、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該子ども手当(同項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

第二十六條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第六條の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下この項において「特別徴収」という。)の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者(以下この項において「特別徴収対象者」という。)に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い)

第二十七條 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る児童福祉施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払ふこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該

施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

(時効)

第二十八條 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三條第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三條第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十條 子ども手当の支給に関する処分又は第十三條第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第三十一條 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(第十六條第一項の規定によつて読み替えられる第六條の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第三十二條 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項

に關し受給資格者その他の關係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

(資料の提供等)

第三十三條 市町村長は、子ども手当の支給に關する処分に関し必要があると認めるときは、第六條(第十六條第一項)において読み替へて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の關係者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第三十四條 第十六條第一項の規定によつて読み替へられる第六條の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第三十五條 この法律(第二十四條から第二十七條まで及び前條を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六條第一項の規定により読み替へられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十六條 この法律に特別の規定があるものを

除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十七條 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五號)に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四條の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どもための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、全国的連合組織(地方自治法第二百六十三條の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の代表者その他の關係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする。

2 前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第三條 次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第六條第一項(第十六條第一項)において読み替へて適用する場合を含む。

む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に子ども手当の支給要件に該当している者 施行日の属する月

二 施行日から平成二十四年二月二十九日まで間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、第四條第三項の規定が適用されることにより同條第一項第一号に掲げる者に該当するに至った父又は母 その者が同号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

三 施行日から平成二十四年二月二十九日まで間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った者 その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

第四條 次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第八條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に当該中学校修了前の子どもと同居することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つたもの その者が当該中学校修了前の子どもと同居することとなつた日の属する月の翌月

の間に未成年後見人、父母指定者又は第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 その者が当該中学校修了前の子どもを養育することとなつた日の属する月の翌月

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に關する法律(平成二十二年法律第七十一號)第二條中障害者自立支援法第五條の改正規定の施行の日(次條において「障害者自立支援法第五條施行日」という。)から平成二十四年三月三十一日までの間における第三條第三項第三号の規定の適用については、同号中「第五條第十二項」とあるのは、「第五條第十三項」とする。

(調整規定)

第六條 施行日が障害者自立支援法第五條施行日以後である場合には、前條中「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に關する法律(平成二十二年法律第七十一號)第二條中障害者自立支援法第五條の改正規定の施行の日(次條において「障害者自立支援法第五條施行日」という。）」とあるのは、「施行日」とする。

(特別会計に關する法律の一部改正)

第七條 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條の二の見出しを削り、同條の前に見出しとして「年金特別会計における子ども手当に關する経理」を付し、同條の次に次の一條を加える。

第三十一條の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)による子ども手当に關する政府の経理は、年金特別会計において

行うものとする。この場合における第百八条、第百十條、第百十一條第六項及び第七項、第百十二條、第百十三條第四項、第百十四條第八項、第百十八條、第百十九條、第百二十條第二項、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十條中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一條第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同項第二号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二條中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三條第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一

項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八條の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九條中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十條第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七條第五項において準用する同法第十八條第二項」と、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（健康保険法の一部改正）  
第八條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。  
附則第八條の三を附則第八條の四とし、附則第八條の二の次に次の一條を加える。  
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）  
第八條の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十條の拠出金に関する第百五十九條の二の規定の適用については、同条中「第二十條」とあるのは、「第二十條（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）とする。

第九條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（船員保険法の一部改正）  
第九條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。  
（地方自治法の一部改正）  
第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）  
この法律（第二十四條から第二十七條まで及び第三十四條を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六條第一項の規定により読み替えられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

（地方交付税法の一部改正）  
第十一條 地方交付税法（昭和二十三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。  
第三十九條中（平成二十二年法律第九十号）の下に「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）を加える。  
（地方交付税法の一部改正）  
第十二條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。  
附則第六條の三第一項第二号中「この条の」を「第十條第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に、「基準財政収入額を」同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額に改め、同条第四項中「この条を」第十條第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条に、「基準財政収入額を」第十條

第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第八条 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第六条の規定により認定を受けた受給資格者(同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。)」と、第二十九条の二(見出しを含む。及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第十五条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給法」に、「平

成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律(平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。)」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。)」に、「平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」に改める。

第二条第二項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給特別措置法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法」に改める。

第三条第一項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給特別措置法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法」に改め、同条第二項中「第四項第六号及び第九号」を「第四項第七号及び第十一号」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一 調整対象都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ 平成二十三年度後期都道府県児童手当

及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

二 調整対象外都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

第三条第四項第三号中「子ども手当負担対象の子ども数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数」に、「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給特別措置法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」に規定する子ども数のうちを「のうち平成二十二年子ども手当支給法の規定による」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子ども数のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

第三条第四項に次の一号を加える。

十一 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

第三条第五項中「第七項第六号及び第九号」を「第七項第七号及び第十一号」に改め、同条第六項各号を次のように改める。

一 調整対象市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付金総額を

総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額

二 平成二十三年後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二 調整対象外市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年後前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の平成二十三年後前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ 平成二十三年後後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年後後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三条第七項第三号中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年後前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」に規定する子どもを「のうち」を「のうち平成二十二年子ども手当支給法の規定による」、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年後前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年後前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年

度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十三年後後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

第三条第七項に次の一号を加える。  
十一 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額 第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。  
第五条第二項中「決定した」を「決定し、又は変更した」に改める。  
第十一条中「決定しようとする」を「決定し、又は変更しようとする」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十六条 前条の規定による改正後の地方特例交

付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十二年分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十七条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。  
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十

第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）  
第十八条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。  
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支

給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十

第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十九条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。  
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十

条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。  
（地方独立行政法人法の一部改正）  
第二十条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。  
附則第五条を次のように改める。





平成二十三年九月五日印刷

平成二十三年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F